

2012年8月

発行登録追補目論見書  
(訂正事項分)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

2018年9月14日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債

- 売 出 人 -

株式会社SBI証券

本書は、「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2018年9月14日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債」に関する2012年8月付発行登録追補目論見書の一部を構成するものである。

## 発行登録追補目論見書の訂正理由

発行登録追補目論見書の記載事項に訂正すべき事項が発生したため、関連する事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所には下線を付しております。

### 第三部【参照情報】

#### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

##### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2011年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）  
平成24年6月27日 EDINETにより関東財務局長に提出

##### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

##### 3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月5日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月3日に関東財務局長に提出

##### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

##### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

##### 6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

##### 7【訂正報告書】

該当なし。

2012年8月

発行登録追補目論見書



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー

2018年9月14日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

1. 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. 本社債の元利金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

**【表紙】**

**【発行登録追補書類番号】** 23-外 18-83

**【提出書類】** 発行登録追補書類

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成 24 年 8 月 15 日

**【会社名】** バークレイズ・バンク・ピーエルシー  
(Barclays Bank PLC)

**【代表者の役職氏名】** グループ財務担当取締役  
(Group Finance Director)  
クリストファー・ルーカス  
(Christopher Lucas)

**【本店の所在の場所】** 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1  
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 平 川 修

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 福 田 淳  
同 長谷川 敬 洋

**【連絡場所】** 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

**【電話番号】** 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】** 社債

**【今回の売出金額】** 13,248,950 トルコ・リラ (円貨換算額 581,030,589 円)

(上記円換算額は 2012 年 8 月 13 日午後 3 時 30 分現在の売買相場  
為替の気配値としてトルコ共和国中央銀行により発表された数値  
の仲値 100 円=2.28025 トルコ・リラの換算率による。)

**【発行登録書の内容】**

提出日	平成 23 年 8 月 2 日
効力発生日	平成 23 年 8 月 10 日
有効期限	平成 25 年 8 月 9 日
発行登録番号	23-外 18
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 10,000 億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
23-外 18-1	平成 23 年 8 月 26 日	500,000,000 円	該当なし。	
23-外 18-2	平成 23 年 8 月 29 日	357,265,394 円		
23-外 18-3	平成 23 年 8 月 31 日	587,100,000 円		
23-外 18-4	平成 23 年 9 月 2 日	81,210,121 円		
23-外 18-5	平成 23 年 9 月 2 日	220,022,002 円		
23-外 18-6	平成 23 年 9 月 2 日	226,358,636 円		
23-外 18-7	平成 23 年 9 月 9 日	828,103,995 円		
23-外 18-8	平成 23 年 9 月 29 日	300,000,000 円		
23-外 18-9	平成 23 年 9 月 30 日	558,600,000 円		
23-外 18-10	平成 23 年 9 月 30 日	500,000,000 円		
23-外 18-11	平成 23 年 10 月 3 日	182,261,447 円		
23-外 18-12	平成 23 年 10 月 7 日	4,973,452,000 円		
23-外 18-13	平成 23 年 10 月 7 日	1,006,393,203 円		
23-外 18-14	平成 23 年 10 月 21 日	500,000,000 円		
23-外 18-15	平成 23 年 10 月 28 日	4,966,505,000 円		
23-外 18-16	平成 23 年 11 月 4 日	1,000,000,000 円		
23-外 18-17	平成 23 年 11 月 8 日	494,010,000 円		
23-外 18-18	平成 23 年 11 月 15 日	296,779,800 円		
23-外 18-19	平成 23 年 11 月 15 日	156,365,040 円		
23-外 18-20	平成 23 年 11 月 18 日	600,000,000 円		
23-外 18-21	平成 23 年 11 月 18 日	201,798,908 円		
23-外 18-22	平成 23 年 11 月 24 日	35,000,000,000 円		
23-外 18-23	平成 23 年 11 月 25 日	6,868,559,880 円		
23-外 18-24	平成 23 年 12 月 6 日	500,000,000 円		
23-外 18-25	平成 23 年 12 月 6 日	800,000,000 円		
23-外 18-26	平成 23 年 12 月 7 日	300,000,000 円		
23-外 18-27	平成 23 年 12 月 12 日	2,904,499,200 円		
23-外 18-28	平成 23 年 12 月 16 日	464,734,597 円		
23-外 18-29	平成 23 年 12 月 21 日	1,000,000,000 円		

23-外 18-30	平成 23 年 12 月 21 日	1,000,000,000 円
23-外 18-31	平成 23 年 12 月 28 日	10,029,358,080 円
23-外 18-32	平成 24 年 1 月 12 日	125,000,000,000 円
23-外 18-33	平成 24 年 1 月 12 日	206,036,881 円
23-外 18-34	平成 24 年 1 月 13 日	300,000,000 円
23-外 18-35	平成 24 年 1 月 16 日	1,500,000,000 円
23-外 18-36	平成 24 年 1 月 17 日	1,701,472,259 円
23-外 18-37	平成 24 年 1 月 18 日	500,000,000 円
23-外 18-38	平成 24 年 1 月 19 日	500,000,000 円
23-外 18-39	平成 24 年 1 月 20 日	1,750,000,000 円
23-外 18-40	平成 24 年 2 月 27 日	2,000,000,000 円
23-外 18-41	平成 24 年 2 月 29 日	981,618,906 円
23-外 18-42	平成 24 年 3 月 9 日	273,529,211 円
23-外 18-43	平成 24 年 3 月 12 日	2,000,000,000 円
23-外 18-44	平成 24 年 3 月 14 日	500,000,000 円
23-外 18-45	平成 24 年 3 月 14 日	1,017,943,335 円
23-外 18-46	平成 24 年 3 月 16 日	448,703,600 円
23-外 18-47	平成 24 年 3 月 27 日	900,000,000 円
23-外 18-48	平成 24 年 3 月 30 日	1,110,000,000 円
23-外 18-49	平成 24 年 3 月 30 日	1,450,000,000 円
23-外 18-50	平成 24 年 3 月 30 日	690,000,000 円
23-外 18-51	平成 24 年 4 月 4 日	400,000,000 円
23-外 18-52	平成 24 年 4 月 6 日	500,000,000 円
23-外 18-53	平成 24 年 4 月 10 日	463,500,000 円
23-外 18-54	平成 24 年 4 月 10 日	276,421,266 円
23-外 18-55	平成 24 年 4 月 11 日	168,066,464 円
23-外 18-56	平成 24 年 4 月 12 日	900,000,000 円
23-外 18-57	平成 24 年 4 月 12 日	890,000,000 円
23-外 18-58	平成 24 年 4 月 13 日	46,000,000,000 円
23-外 18-59	平成 24 年 4 月 19 日	1,000,000,000 円
23-外 18-60	平成 24 年 4 月 23 日	600,000,000 円
23-外 18-61	平成 24 年 5 月 2 日	594,843,167 円

23-外 18-62	平成 24 年 5 月 2 日	337,200,000 円		
23-外 18-63	平成 24 年 5 月 8 日	1,006,657,668 円		
23-外 18-64	平成 24 年 5 月 11 日	2,500,000,000 円		
23-外 18-65	平成 24 年 5 月 11 日	2,451,648,052 円		
23-外 18-66	平成 24 年 5 月 17 日	589,755,545 円		
23-外 18-67	平成 24 年 5 月 23 日	344,000,000 円		
23-外 18-68	平成 24 年 5 月 25 日	979,000,000 円		
23-外 18-69	平成 24 年 5 月 29 日	699,000,000 円		
23-外 18-70	平成 24 年 6 月 1 日	1,000,000,000 円		
23-外 18-71	平成 24 年 6 月 12 日	400,000,000 円		
23-外 18-72	平成 24 年 6 月 15 日	324,000,000 円		
23-外 18-73	平成 24 年 6 月 28 日	600,000,000 円		
23-外 18-74	平成 24 年 6 月 29 日	230,000,000 円		
23-外 18-75	平成 24 年 6 月 29 日	430,000,000 円		
23-外 18-76	平成 24 年 6 月 29 日	1,805,000,000 円		
23-外 18-77	平成 24 年 6 月 29 日	191,616,504 円		
23-外 18-78	平成 24 年 7 月 3 日	2,150,373,314 円		
23-外 18-79	平成 24 年 7 月 5 日	500,000,000 円		
23-外 18-80	平成 24 年 7 月 6 日	10,500,000,000 円		
23-外 18-81	平成 24 年 7 月 12 日	500,000,000 円		
23-外 18-82	平成 24 年 8 月 15 日	800,000,000 円		
実績合計額		300,363,763,475 円	減額総額	0 円

【残額】 699,636,236,525 円  
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】 該当なし。  
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第3 第三者割当の場合の特記事項	15
第二部 公開買付けに関する情報	16
第三部 参照情報	16
第1 参照書類	16
1 有価証券報告書及びその添付書類	16
2 四半期報告書又は半期報告書	16
3 臨時報告書	16
4 外国会社報告書及びその補足書類	16
5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類	16
6 外国会社臨時報告書	16
7 訂正報告書	16
第2 参照書類の補完情報	17
第3 参照書類を縦覧に供している場所	17
第四部 保証会社等の情報	17
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	18
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	19
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	72

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「円貨」	日本の法定通貨
「トルコ・リラ」及び「クルシュ」	トルコ共和国の法定通貨

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年9月14日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	18,700,000トルコ・リラ	売出価額の総額	13,248,950トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	5,000トルコ・リラ
償還期限	2018年9月14日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2）		
利 率	年0.50%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘 要	<p>(1) 利払日</p> <p>利息は2012年9月14日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、2013年9月14日を初回として、満期日（その日を含む。）までの期間、毎年9月14日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、トルコ・リラで後払いする。</p> <p>利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。</p> <p>(2) 信用格付</p> <p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）によりA2の格付が、スタンダード&amp;プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&amp;P」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。</p>		

	<p>ムーディーズ及びS&amp;Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ及びS&amp;Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)及びスタンダード&amp;プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<a href="http://www.moodys.co.jp">http://www.moodys.co.jp</a>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード&amp;プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<a href="http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp">http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp</a>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<a href="http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp">http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp</a>)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他</p> <p>その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p>
--	--

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2012年6月14日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2012年9月13日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 満期日は、修正翌営業日調整により調整される場合がある。

(注3) 本社債は、発行会社、保証会社、計算代理人(以下「計算代理人」という。)としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行会社としてのパークレイズ・キャピタル(ケイマン)リミテッド、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人(以下において定義する。)、フランクフルト代理人(以下において定義する。))及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下において定義する。))及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。)、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。))兼米国における主たるワラント代理人(以下「米国における主たるワラント代理人」という。))兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。))兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。))としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルク)エスエー、並びに計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドの間において2012年6月14日付で締結された代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。)に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。))に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある最終条件書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件」「社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2012年6月14日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）の利益を享受する権利を有する。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の70.85% (注1)	申込期間	2012年8月16日から 2012年9月13日まで
申込単位	額面5,000トルコ・リラ以上 額面5,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所（注2）	受渡期日	2012年9月14日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する円貨額にて支払う。

(注2) 本社債の申込及び払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

### 社債の要項の概要

#### 1. 利息

(1) 本社債には、年0.50%の利率で、2012年9月14日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、額面に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が（以下に規定されるとおり）発行会社の選択により期限前に償還されない限り、2013年9月14日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの各年9月14日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について後払いされる。額面金額当たりの利息額は、利息開始日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの各利息計算期間について、25.00トルコ・リラとする。利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

「営業日」とは、ロンドン、東京、ニューヨーク及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。但し、1クルシユ未満は四捨五入する。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

## 2. 償還及び買入れ

### (1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に期限前償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

### (2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整

発行会社は、「発行会社課税事由」（本要項第5項に定義される。）及び/又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び/又は「法の変更」（以下に定義される。）及び/又はヘッジ障害（以下に定義される。）及び/又はヘッジ費用の増加（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらす、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び/又は発行会社によりなされた判断及び/又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。
- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日において「期限前償還額」（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社がその単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2012年8月8日）以降、①適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて(i)約定日においてヘッジ当事者が想定していた発行会社及び/若しくはその関連会社による

本社債に関連するヘッジ・ポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、30暦日以内（但し、満期日前とする。）に違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となつたか、又は(ii)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）か、又は(iii)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。疑義を避けるために付言すれば、前文における「適用される法律若しくは規則」には2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法、同法に基づき発布される規則及び規制、並びにそれらに類する法律又は規制（以下総称して「ウォールストリート関連法」という。）が含まれ、本書に記載の法の変更の影響は、かかる法、規則又は規制により生じる法の変更にもあてはまる。さらに、ウォールストリート関連法に関連して課される追加の資本費用又はその他の規制上の自己資本要件は、それが重大なものである場合、本定義の②(ii)における「本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる」場合に該当する。

「ヘッジ障害」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金（委託売買手数料を除く。）の金額が（本社債の約定日において存在する状況と比較して）著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価の比例按分額に対して、本社債の期限前償還又は消却にあたり発行会社により（又は発行会社に代わって）負担される（又は負担されることが予想される）すべての費用、損失、経費及びその他の経費（ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。）を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した額面金額をいう。計算代理人は、期限前償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び/若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は（これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、）かかる期限前償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。期限前償還額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」（以下に定義される。）の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

### (3) 買入れ及び消却

発行会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社により又は発行会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社及び保証会社の義務は免除される。

### 3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受取可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a) 支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する円貨での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また (b) 交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i) 営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i) 営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

「決済済み証券」とは、関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカスタディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

#### 発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

#### 4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

#### 5. 課税

発行会社又は保証会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び/若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社又は保証会社（該当する場合）のいずれも、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

#### 6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

## 7. 時効

発行会社及び/又は保証会社（該当する場合）に対する、本社債及び/又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払又は交付に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われたい限り、時効消滅し、無効となる。

## 8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

## 9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

## 10. 通知

### (1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は）関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

上記にかかわらず、本社債に関連する事象の発生後に発行会社による調整又は消却の公告又は通知がなされなかったとしても、それらはかかる調整又は消却の有効性又は効力に影響しない。

### (2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

### (3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でない判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、発行代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でない判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

## 11. 変更及び集会

### (1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

### (2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある最終条件書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること、又は(viii)保証契約を変更若しくは解除すること。マスター

代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、償還されていない本社債を除いて、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

## 12. 諸代理人

### (1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社及び（該当する場合は）保証会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社及び（該当する場合は）保証会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って条件が既に満たされている場合を除き）EC理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

### (2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社若しくは保証会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

### (3) 発行会社、保証会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、保証会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社、保証会社又はいずれの代理人も、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社、保証会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

#### 13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

#### 14. 準拠法及び管轄

- (1) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (2) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

#### 15. 様式、額面、所有権及び譲渡

##### (1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面5,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

##### (2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括無記名式社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されているものをいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び/又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び/又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び/又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、当行が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が 2007 年所得税法（以下「本件法」という。）の第 991 条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第 878 条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準レートにより、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005年所得税（取引その他の収入）法第4部第8章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011年4月5日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関するEU指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関するEU指令

貯蓄所得に対する課税に関する欧州理事会指令（2003/48/EC）（以下「本件指令」という。）に基づき、EUの各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人に対して行われた利息若しくはこれに類する所得の支払、又はその法域内の者が別の加盟国に居住する個人のために回収した支払について、その支払の詳細をかかると別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルグは、（それぞれが別途の選択を行わない限り）この要件に代えて、かかる支払について時の経過に伴い35%まで増加する率にて税額を差し引く源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非EU地域がかかると支払に関して情報の交換に同意した後、最初の12カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。

また、多数の非EU加盟国（スイスを含む。）及び特定の加盟国内の独立した地域又は特定の加盟国に係る地域が、その法域内の者から加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者に対して行われた支払、又はその法域内の者が加盟国内の個人若しくは加盟国内の一定のその他の者のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる独立した地域又は関係する地域の一部との間で、加盟国内の者からかかる地域の一つに居住する個人に対して行われた支払、又は加盟国内の者がかかる地域の一つに居住する個人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

本社債の見込み所持人においては、欧州委員会が本件指令を改正する提案を公表済みである点に留意されたい。提案されている改正が実施された場合、とりわけ、本件指令の適用範囲が(i)EU加盟国に居住する個人を最終的な受益者とする一定の中間的組織（加盟国において設立された組織であるか否かを

問わない。)を通じて行われた支払及び(ii)利息に類するより広範囲の所得、に拡大される可能性がある。

## 2. 日本国の租税

**本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。**

日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息及び本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額(以下「償還差益」という。)は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。なお、本社債の譲渡により生ずる所得については、譲渡人が法人である場合は益金となるが、個人である場合には(一定の例外を除き)日本国の租税は課されない。

日本国の非居住者及び外国法人が本社債を日本国内において譲渡したことにより生ずる所得については、譲渡人が日本国内に恒久的施設を有する外国法人である場合を除いて、原則として日本国の租税は課されない。ただし、かかる外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定され又は免除されることがある。

### 本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

#### 外国為替相場変動リスク

本社債の元利金はトルコ・リラで支払われるため、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受ける。また、これにより、円換算した償還価額又は売却価額が投資元本を割り込むことがある。

#### 金利

本社債については、トルコ・リラによる一連の固定利息の支払いが行われる。したがって、償還前の各本社債の価値はトルコ・リラの金利の変動の影響を受ける。通常の場合のもとでは、本社債のトルコ・リラ建ての価値は、トルコ・リラの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

#### 信用リスク

本社債の利息及び償還金の支払は発行者の義務である。発行者の財務状況の悪化等により発行者が本社債の利息又は償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

#### カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

#### 流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではない。流動性や市場性が乏しい本社債については、償還前の売却が困難であり、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

#### 時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

#### 発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

#### 税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2011年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）  
平成24年6月27日 EDINETにより関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

該当なし。

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月5日に関東財務局長に提出

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

## 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（平成23年8月2日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成21年7月14日（発行日）の募集)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)

券面総額又は振替社債の総額

192億円

## 有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

### 1 監督当局との和解に関する発表

#### パークレイズ・バンク・ピーエルシー、監督当局と和解

2012年6月27日に、パークレイズは、英金融サービス機構(FSA)、米商品先物取引委員会(CFTC)及び米司法省(DOJ)詐欺局(以上をまとめて「監督当局」とする)がパークレイズ及びその他の参加金融機関を対象に行った各種銀行間取引金利の設定に関する調査について、監督当局との和解案に合意したことを発表しました。

この解決は、銀行業界全体にわたる調査の一部であり、当調査は各通貨の指標となる銀行間取引金利の設定が対象となりました。本件の解決条件として、パークレイズは、FSAとの和解協定、DOJとの非訴追協定及びCFTCとの和解命令協定を締結、罰金総額2億9,000万ポンド(ポンド相当額)の支払いに同意しました。また、欧州銀行間取引金利(EURIBOR)を参照する金融商品については、独禁法違反の可能性に関連して米司法省反トラスト局から条件付で制裁措置の減免を受けております。

パークレイズは監督当局による当調査に対して全面的に協力しており、その質と内容、また解決に至った過去の問題点に対処すべく強化されたシステム及び管理体制は、監督当局から相応の評価を得ています。

パークレイズ・グループ最高責任者であるボブ・ダイヤモンドは次のようにコメントしています。

「この日解決に至った出来事は、パークレイズが事業を行う上で目指している基準に遠く及ばない、過去の行動に起因しています。パークレイズではこれらの問題を認識すると同時に、解決に向け迅速に行動を起こし、監督当局と広範囲にわたり積極的に協力してまいりました。私はパークレイズで強く受け継がれてきた振る舞い方や高い精神性といったグループの文化を何よりも大切にしています。一部従業員がグループの文化及び価値観に一致しない行動を取ったことを大変遺憾に思います。経営にあたる者の責任として、グループの財務担当取締役であるクリス・ルーカス、最高執行責任者であるジェリー・デル・ミシエ、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング部門最高責任者であるリッチ・リッチー及び私は本年の年間賞与を自主的に辞退する旨、取締役会と同意いたしました」。

パークレイズ・グループ会長を務めるマーカス・アギウスは次のように述べています。

「グループ取締役会では本日の発表に関わる問題を極めて深刻に受け止め、まことに遺憾であると考えています。監督当局にも認めて頂いたとおり、グループでは本件が発覚して以降、経営陣主導の下、監督当局の調査に全面的に協力してまいりました。また、問題点の是正のために迅速かつ断固たる行動を取ってまいりました。取締役会では、ボブ・ダイヤモンド、クリス・ルーカス、ジェリー・デル・ミシエ、リッチ・リッチー各氏がパークレイズ首脳陣としての共同責任を認め、範を示したと受けとめています」。

## 2 中間決算発表

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは2012年7月27日に中間決算（中間経営報告書）を発表しました。以下はその抄訳です。

### 作成の基礎

本報告書は、パークレイズ・ピーエルシーの連結中間財務書類を表す補足情報とあわせて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結中間財務書類を表しています。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じであり、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した主な相違点は、以下の通りです。

- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本及び株式払込剰余金に含まれていますが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表しています。
- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した特定のキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の株主資本に含まれていますが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表しています。
- ・従業員株式制度のため及びトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資及びトレーディング・ポートフォリオ資産として認識されます。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本から自己株式を控除しています。

2012年6月30日に終了した期間のパークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書には、より広範囲にわたる開示が含まれており、リスク・エクスポージャーや業績についても含まれていますが、これらの内容はパークレイズ・バンク・ピーエルシーのものとはほぼ同じです。

本連結中間財務書類は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類を構成するものではありません。2011年12月31日終了事業年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類については、監査人が無限定の監査報告書を発行しており、会社登記機関に提出されています。

### 会計方針

中間経営報告書は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して、2011年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されています。

2011年度年次報告書で開示されて以降、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの2012年度の業績に重要な影響を及ぼすと予想される会計上の変更はありません。国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表している又は公表予定の会計基準の修正又は新規の会計基準により、2012年以降のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの財務報告には多数の重要な変更が予想さ

れています。そのうち最も重要なものは、以下の通りです。

#### 2013年1月1日より適用開始

- ・2013年1月1日より、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、IAS第19号「従業員給付」（改訂）を適用する予定です。この改訂による主な影響は、保険数理上の損益を年金資産及び負債の一部として繰延べられなくなるということです。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループはまた、通常の費用、利息（年金純負債又は年金純資産に係る）あるいは拠出金以外から生じる年金純負債又は年金純資産の変動をその他の包括利益に含める予定です。これらの変更による財務上及び資本面での影響の詳細については、パークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の注記15に詳述されています。
- ・IFRS第10号「連結財務諸表」により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの連結財務書類に含まれる事業体を決定するために異なる基準を適用することが求められるようになります。当該基準の適用による財務上の影響を見積ることはまだ不可能です。

#### 2015年1月1日より適用開始

- ・IFRS第9号「金融商品」は、分類を変更し、それにより、金融資産の測定、減損の計算及びヘッジ会計を変更するものです。これらの変更の他に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの損益を通じて公正価値で保有する発行債券の価値の変動に含まれる、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの信用格付の変更から生じる損益の部分は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになります。この変更案はまだ最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能です。

これらの変更の詳細については、パークレイズの2011年度年次報告書をご参照ください。

### 継続企業の前提

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、パークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の「事業別業績」、「業績管理」及び「リスク管理」セクションで論じられています。

取締役は、予見できる将来において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認しています。このため、財務書類の作成に継続企業の前提を引き続き適用しています。

## 取締役の責任に関する陳述書

取締役は、その知る限りにおいて、原文4ページから9ページに掲載されている要約連結中間財務書類が欧州連合の採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されており、また、本書の経営陣の中間報告書には、「開示及び透明性規則」4.2.7及び4.2.8に要求される以下の情報の適正なレビューが含まれていることを認めています。

- ・2012年6月30日に終了した6ヵ月間において発生した重要な事象の兆候及びそれが要約連結中間財務書類に及ぼす影響、並びに当事業年度の残り6ヵ月間における主要なリスク及び不確実性の記載。
- ・2012年6月30日に終了した6ヵ月間における重要な関連当事者取引及び直近の年次報告書に記載された関連当事者取引に関する重要な変更。

取締役会を代表して

マーカス・アギウス  
会長

クリス・ルーカス  
グループ財務担当取締役

## 独立監査人のレビュー報告書（訳文）

### 序文

私どもは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの委嘱により、2012年6月30日に終了した6ヵ月間の中間経営報告書に掲載されている連結中間財務書類の要約版、すなわち原文4ページの要約連結損益計算書、原文5ページの要約連結損益及びその他の包括利益計算書、原文6ページの要約連結貸借対照表、原文7ページの要約連結株主持分変動表、原文8ページの要約連結キャッシュフロー計算書、並びに原文9ページの関連する注記のレビューを行いました。私どもは、中間経営報告書に含まれている他の情報を通読し、明らかな虚偽表示又は要約連結中間財務書類の情報との重要な不整合が含まれていないかについて検討しました。

### 取締役の責任<sup>1、2</sup>

中間経営報告書は、取締役の責任であり、また、取締役によって承認されています。取締役は、英国の金融サービス機構の「開示及び透明性規則」に準拠して中間経営報告書を作成する責任を有しています。

「会計方針」のセクションに開示の通り、当グループの年次財務書類は、欧州連合が採用したIFRSに準拠して作成されます。本中間経営報告書に含まれている要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されています。

### 監査人の責任

私どもの責任は、私どものレビューに基づき、中間経営報告書に含まれている要約連結中間財務書類に対する結論を会社に表明することです。結論を含む当報告書は、金融サービス機構の「開示及び透明性規則」のためにのみ作成されており、その他の目的はありません。本報告書の作成にあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者又は当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

### レビューの範囲

私どもは、監査実務委員会が英国での使用のために公表した、国際レビュー業務基準（英国及びアイルランド）第2410号「事業体の独立監査人が実施する中間財務情報のレビュー」に準拠してレビューを実施しました。中間財務情報のレビューには、主として財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続及びその他のレビュー手続が適用されます。レビューは国際監査基準（英国及びアイルランド）に準拠して実施される監査に比べて限定された手続であるため、私どもは、監査において識別されると考えられる重要な事項の全てを認識しているという保証を得ることができません。したがって、私どもは監査意見を表明いたしません。

## 結論

私どものレビューに基づき、2012年6月30日に終了した6ヵ月間の中間経営報告書に含まれている要約連結中間財務書類は、欧州連合が採用したIAS第34号及び英国の金融サービス機構の「開示及び透明性規則」に準拠して作成されていないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められませんでした。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

勅許会計士

ロンドン、英国

2012年7月26日

- 1 バークレイズのウェブサイトの管理及び完全性は、取締役の責任です。監査人が行った作業には当件の考慮は含まれず、よって監査人は、財務書類が当初ウェブサイトで表示された後に生じた可能性のある変更について何ら責任を負いません。
- 2 財務書類の作成及び提供を規定する英国における法律は、他国の管轄における法律と異なる可能性があります。

\*独立監査人のレビュー報告書の原文は英語で記載されております。日本語訳は、日本人読者の便宜上のものであり、訳文は原文（英語）の報告書に代わるものではありません。

## 要約連結財務書類

### 要約連結損益計算書（未監査）

継続事業	注記 <sup>1</sup>	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
利息収入純額		6,110	6,010	6,186
手数料収入純額		4,249	4,203	4,419
トレーディング収益純額		1,584	3,841	3,897
投資収益純額		216	1,720	660
保険契約に基づく保険料収入純額		516	507	569
ブラックロック社に対する投資の売却純利益/(損失)		227	-	(58)
債務買戻し及び償還に係る利益		-	1,130	-
その他の収益/(費用)		61	(21)	60
<b>収益合計</b>		<b>12,963</b>	<b>17,390</b>	<b>15,733</b>
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(363)	(344)	(397)
<b>保険金控除後の収益合計</b>		<b>12,600</b>	<b>17,046</b>	<b>15,336</b>
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(1,832)	(1,974)	(1,828)
ブラックロック社に対する投資に係る減損		-	(1,800)	-
<b>営業収益純額</b>		<b>10,768</b>	<b>13,272</b>	<b>13,508</b>
人件費		(5,469)	(5,297)	(6,110)
一般管理費		(3,472)	(3,230)	(3,121)
有形固定資産減価償却費		(337)	(322)	(351)
無形資産償却費		(211)	(222)	(197)
<b>営業費用(のれんの減損、英国銀行税、並びに 支払保障保険及び金利ヘッジ商品に関する補償引当金を除く)</b>		<b>(9,489)</b>	<b>(9,071)</b>	<b>(9,779)</b>
のれんの減損		-	(550)	(47)
支払保障保険に関する補償引当金		(300)	-	(1,000)
金利ヘッジ商品に関する補償引当金		(450)	-	-
英国銀行税		-	(325)	-
<b>営業費用</b>		<b>(10,239)</b>	<b>(9,946)</b>	<b>(10,826)</b>
事業売却益/(損)、並びに関連会社及び合弁企業の損益 に対する持分		75	(5)	(29)
<b>税引前利益</b>		<b>604</b>	<b>3,321</b>	<b>2,653</b>
税金		(279)	(1,267)	(661)
<b>税引後利益</b>		<b>325</b>	<b>2,054</b>	<b>1,992</b>
以下に帰属するもの：				
親会社の株主		149	1,843	1,773
非支配持分	1	176	211	219
<b>税引後利益</b>		<b>325</b>	<b>2,054</b>	<b>1,992</b>

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文9ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の原文73ページから90ページをご参照ください。

要約連結損益及びその他の包括利益計算書（未監査）

継続事業	注記 <sup>1</sup>	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
税引後利益		325	2,054	1,992
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益：				
為替換算差額		(614)	(817)	(790)
売却可能金融資産		(43)	897	315
キャッシュフロー・ヘッジ		242	1,351	(88)
その他		49	(97)	23
当期その他の包括利益		(366)	1,334	(540)
当期包括利益合計		(41)	3,388	1,452
以下に帰属するもの：				
親会社の株主		(173)	3,578	1,463
非支配持分	1	132	(190)	(11)
当期包括利益合計		(41)	3,388	1,452

1 バークレイズ・バンク・ビーエルシーに固有の注記は原文9ページ、バークレイズ・ビーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ビーエルシー中間経営報告書の原文73ページから90ページをご参照ください。

## 要約連結貸借対照表（未監査）

	2012年6月30日 現在 注記 <sup>1</sup> 百万ポンド	2011年12月31日 現在 百万ポンド	2011年6月30日 現在 百万ポンド
<b>資産</b>			
現金及び中央銀行預け金	126,062	106,894	86,916
他銀行から取立中の項目	2,598	1,812	1,317
トレーディング・ポートフォリオ資産	166,306	152,183	181,859
公正価値で測定すると指定された金融資産	45,928	36,949	39,122
デリバティブ	517,685	538,964	379,854
銀行に対する貸付金	48,777	46,792	58,751
顧客に対する貸付金	454,728	431,934	441,983
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付	174,392	153,665	196,867
売却可能金融投資	68,949	69,023	82,319
未収還付税及び繰延税金資産	3,244	3,384	3,007
前払金、未収収益及びその他の資産	5,892	4,560	6,030
関連会社及び合弁企業に対する投資	489	427	576
のれん及び無形資産	7,861	7,846	8,541
有形固定資産	5,909	7,166	6,196
退職給付資産	2,478	1,803	126
<b>資産合計</b>	<b>1,631,298</b>	<b>1,563,402</b>	<b>1,493,464</b>
<b>負債</b>			
銀行預り金	94,467	91,116	84,188
他銀行への未決済項目	1,671	969	1,324
顧客預り金	408,632	366,045	373,384
レポ取引及びその他類似の担保付借入	245,833	207,292	247,635
トレーディング・ポートフォリオ負債	51,747	45,887	77,208
公正価値で測定すると指定された金融負債	94,855	87,997	92,473
デリバティブ	507,351	527,798	366,536
発行債券	124,968	129,736	144,871
未払金、繰延収益及びその他の負債	12,326	12,580	12,952
未払税金及び繰延税金負債	1,377	2,092	1,100
劣後負債	22,089	24,870	26,786
引当金	1,851	1,529	2,074
退職給付債務	490	321	412
<b>負債合計</b>	<b>1,567,657</b>	<b>1,498,232</b>	<b>1,430,943</b>
<b>株主資本</b>			
非支配持分を除く株主資本	60,684	62,078	59,167
非支配持分	1 2,957	3,092	3,354
<b>株主資本合計</b>	<b>63,641</b>	<b>65,170</b>	<b>62,521</b>
<b>負債及び株主資本合計</b>	<b>1,631,298</b>	<b>1,563,402</b>	<b>1,493,464</b>

1 バークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文9ページ、バークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はバークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の原文73ページから90ページをご参照ください。

要約連結株主資本変動表（未監査）

	払込済 株式資本 及び 株式払込 剰余金 <sup>1</sup>	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配 持分 <sup>1</sup>	株主資本 合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
<b>2012年6月30日終了上半期</b>						
2012年1月1日現在残高	14,494	3,308	44,276	62,078	3,092	65,170
税引後利益	-	-	149	149	176	325
為替換算の変動	-	(543)	-	(543)	(71)	(614)
売却可能投資	-	(62)	-	(62)	19	(43)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
その他	-	1	48	49	-	49
<b>当期包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>(370)</b>	<b>197</b>	<b>(173)</b>	<b>132</b>	<b>(41)</b>
持分決済型株式制度	-	-	369	369	-	369
株式報酬制度に基づき権利確定したパークレイズ・ ピーエルシー株式	-	-	(912)	(912)	-	(912)
配当金支払額	-	-	(462)	(462)	(143)	(605)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金支払額	-	-	(221)	(221)	-	(221)
その他の剰余金の変動	-	12	(7)	5	(124)	(119)
<b>2012年6月30日現在残高</b>	<b>14,494</b>	<b>2,950</b>	<b>43,240</b>	<b>60,684</b>	<b>2,957</b>	<b>63,641</b>
<b>2011年12月31日終了下半期</b>						
2011年7月1日現在残高	14,494	2,023	42,650	59,167	3,354	62,521
税引後利益	-	-	1,843	1,843	211	2,054
為替換算の変動	-	(401)	-	(401)	(416)	(817)
売却可能投資	-	895	-	895	2	897
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,338	-	1,338	13	1,351
その他	-	4	(101)	(97)	-	(97)
<b>当期包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>1,836</b>	<b>1,742</b>	<b>3,578</b>	<b>(190)</b>	<b>3,388</b>
持分決済型株式制度	-	-	477	477	-	477
株式報酬制度に基づき権利確定したパークレイズ・ ピーエルシー株式	-	-	(76)	(76)	-	(76)
配当金支払額	-	-	(242)	(242)	(93)	(335)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金支払額	-	-	(271)	(271)	-	(271)
資本準備商品の償還	-	(528)	-	(528)	-	(528)
その他の剰余金の変動	-	(23)	(4)	(27)	21	(6)
<b>2011年12月31日現在残高</b>	<b>14,494</b>	<b>3,308</b>	<b>44,276</b>	<b>62,078</b>	<b>3,092</b>	<b>65,170</b>

1 株式資本および非支配持分の詳細については原文9ページに記載されています。その他の剰余金の変動1億2,400万ポンドには、イベコ・ファイナンス事業の売却に関連する9,100万ポンドが含まれています。

要約連結中間株主資本変動表（未監査）（続き）

	払込済 株式資本 及び 株式払込 剰余金 <sup>1</sup>	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配 持分 <sup>1</sup>	株主資本 合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2011年6月30日終了上半期						
2011年1月1日現在残高	14,494	3,230	41,450	59,174	3,467	62,641
税引後利益	-	-	1,773	1,773	219	1,992
為替換算の変動	-	(608)	-	(608)	(182)	(790)
売却可能投資	-	323	-	323	(8)	315
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(48)	-	(48)	(40)	(88)
その他	-	14	9	23	-	23
<b>当期包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>(319)</b>	<b>1,782</b>	<b>1,463</b>	<b>(11)</b>	<b>1,452</b>
持分決済型株式制度	-	-	361	361	-	361
株式報酬制度に基づき権利確定したパークレイズ・ ピーエルシー株式	-	-	(423)	(423)	-	(423)
配当金支払額	-	-	(401)	(401)	(95)	(496)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金支払額	-	-	(268)	(268)	-	(268)
パークレイズ・ピーエルシーからの資本注入	-	-	-	-	-	-
資本準備商品の償還	-	(887)	-	(887)	-	(887)
その他の剰余金の変動	-	(1)	149	148	(7)	141
2011年6月30日現在残高	14,494	2,023	42,650	59,167	3,354	62,521

1 株式資本および非支配持分の詳細については原文9ページに記載されています。その他の剰余金の変動1億2,400万ポンドには、イベコ・ファイナンス事業の売却に関連する9,100万ポンドが含まれています。

要約連結キャッシュフロー計算書（未監査）

継続事業	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
税引前利益	604	3,321	2,653
非現金項目の調整	6,754	4,733	2,547
営業資産及び負債の変動	23,668	(9,754)	27,054
法人税等支払額	(889)	(796)	(890)
<b>営業活動からのキャッシュ純額</b>	<b>30,137</b>	<b>(2,496)</b>	<b>31,364</b>
投資活動からのキャッシュ純額	(2,233)	13,553	(15,465)
財務活動からのキャッシュ純額	(2,979)	(3,450)	(2,300)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	(2,424)	(1,350)	(1,583)
<b>現金及び現金同等物の純増加額</b>	<b>22,501</b>	<b>6,257</b>	<b>12,016</b>
現金及び現金同等物 期首現在	149,673	143,416	131,400
<b>現金及び現金同等物 期末現在</b>	<b>172,174</b>	<b>149,673</b>	<b>143,416</b>

## 要約連結財務書類に対する注記（未監査）

### 1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する株主資本		
	2012年6月30日 終了上半期	2011年12月31日 終了下半期	2011年6月30日 終了上半期	2012年6月30日 終了上半期	2011年12月31日 終了下半期	2011年6月30日 終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
アブサ・グループ・リミテッド	154	204	197	2,842	2,861	3,110
その他の非支配持分	22	7	22	115	231	244
合計	176	211	219	2,957	3,092	3,354

### 2 配当金

	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
普通株式	462	242	401
優先株式	221	251	216
その他持分商品	—	20	52
合計	683	513	669

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われました。

### 3 株式資本

#### 普通株式

2012年6月30日及び2011年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株で構成されていました。

#### 優先株式

2012年6月30日及び2011年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株、1株100ユーロのユーロ建優先株式240,000株、1株100ポンドのポンド建優先株式75,000株、1株100米ドルの米ドル建優先株式100,000株、及び1株0.25米ドルの米ドル建優先株式2億3,700万株で構成されていました。

**【補足情報】**

パークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書(2012年7月27日発表)(抄訳)

## 業績ハイライト

「パークレイズは足下の厳しいマクロ経済環境においても、引き続き良好な財務パフォーマンスを示すことができました。パークレイズは競争力を継続して高めており、変動が激しく不透明な局面においても、強固な財務基盤が好業績を支えています。

金融業界及びパークレイズはなお厳しい状況に直面しており、また特に昨今の問題につき、心よりお詫び申し上げます。しかしながら、経営陣は引き続き業績目標の実現と持続可能な長期成長のための基盤構築に注力してまいります。パークレイズの全ての業務の中心は、お客様です。今後、パークレイズは損なわれた評判を回復するとともに、すべてのステークホルダーの皆様のご信頼を取り戻すことができると信じています」。

### グループ会長、マーカス・アギウス

- グループ全体の調整後税引前利益は前年同期比 13%増の 42 億 2,700 万ポンドでした。リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)は 15%増、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングは 11%増、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは 38%増となり、ユニバーサル・バンキング・モデルの効果を発揮しました。
- 当グループの信用度に関連する費用 29 億 4,500 万ポンドを含めた法定税引前利益は 71%減の 7 億 5,900 万ポンドでした。
- 調整後平均株主資本利益率は 9.9%に上昇しました(2011 年:9.3%)。厳しい市場環境にもかかわらず 7 事業部門のうち
- 5 事業で改善がみられ、インベストメント・バンクでは 15%近い水準となりました。
- 厳しいマクロ経済環境及び持続的な低金利状況にもかかわらず、調整後収益は 1%増の 154 億 7,500 万ポンドとなりました。
- インベストメント・バンクの収益は 4%増の 64 億 9,600 万ポンドでした。2012 年第 2 四半期の収益は 30 億 3,200 万ポンドで、前年同期比 5%増、前四半期比 12%減となりました。
- 減損費用は 18 億 3,200 万ポンドで横ばいでした。多くの事業で改善が見られたものの、2011 年に純額で 1 億 1,100 万ポンドの戻入れがあったインベストメント・バンクでは減損費用が増加しました。
- 第 1 四半期の支払保障保険(PPI)に関する補償引当金 3 億ポンド(2011 年:10 億ポンド)及び第 2 四半期の金利ヘッジ商品に関する補償引当金 4 億 5,000 万ポンド(2011 年:なし)を除いた営業費用は 3%減の 94 億 9,100 万ポンドでした。これは業界全体を対象とした銀行間取引金利の調査に関連する 2 億 9,000 万ポンドの当局への課徴金を計上した後の金額です。
- 2012 年上半期においてスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、ギリシャ及びキプロスに対するソブリン・エクスポージャーは 22%減の 56 億ポンドでした。デノミ・リスクを軽減するため、スペイン及びポルトガルにおける現地での資金調達ミスマッチを引き続き削減しました。
- 2011 年の最終配当支払い、自己株式の買戻し、年金拠出の影響を吸収した後のコア Tier1 比率は 10.9%と引き続き高水準でした(2011 年 12 月 31 日時点:11.0%)。リスク調整後資産は 3,900 億ポンドと安定的に推移しました。
- 担保付及び無担保ターム・ファンディング市場に引き続きアクセスし、2012 年上半期には 200 億ポンドのターム・ファンディングを確保しました。2012 年に満期を迎えるターム・ファンディングは 270 億ポンドです。余剰流動資性は 1,700 億ポンドに増加し(2011 年 12 月 31 日:1,520 億ポンド)、預貸率は 111%に引き続き改善しました(2011 年:118%)。

## 業績ハイライト

### 当グループの業績(非監査)

	調整後 <sup>1</sup>			法定		
	2012年 06月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2011年 06月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)	2012年 06月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	2011年 06月30日に 終了した半期 (百万ポンド)	増減率(%)
保険金控除後の収益合計	15,475	15,299	1	12,757	15,330	(17)
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(1,832)	(1,828)	-	(1,832)	(1,828)	-
<b>営業収益純額</b>	<b>13,643</b>	<b>13,471</b>	<b>1</b>	<b>10,925</b>	<b>13,502</b>	<b>(19)</b>
営業費用	(9,491)	(9,782)	(3)	(10,241)	(10,829)	(5)
その他の収益/(費用)純額 <sup>2</sup>	75	36		75	(29)	
<b>税引前利益</b>	<b>4,227</b>	<b>3,725</b>	<b>13</b>	<b>759</b>	<b>2,644</b>	<b>(71)</b>
税引後利益	3,069	2,822	9	480	1,983	(76)

### パフォーマンス指標

平均株主資本利益率	9.9%	9.3%		0.3%	5.9%	
平均有形株主資本利益率	11.5%	11.3%		0.3%	7.1%	
平均リスク調整後資産利益率	1.6%	1.4%		0.2%	1.0%	
収益に対する費用の比率	61%	64%		80%	71%	
貸倒率	71bps	74bps		71bps	74bps	
基本的1株当たり利益	21.8p	19.6p		0.6p	12.5p	
1株当たり配当金	2.0p	2.0p		2.0p	2.0p	

### 資本及び貸借対照表

	(2012年 6月30日現在)	(2011年 12月31日現在)	増減率(%)
コア Tier1 比率	10.9%	11.0%	
リスク調整後資産	3,900 億ポンド	3,910 億ポンド	-
調整後グロス・レバレッジ	20 倍	20 倍	-
グループ余剰流動性	1,700 億ポンド	1,520 億ポンド	12
1株当たり純資産価額	443 ペンス	456 ペンス	(3)
1株当たり正味有形資産価額	379 ペンス	391 ペンス	(3)
預貸率	111%	118%	

### 部門別税引前利益/(損失)

	調整後 <sup>1</sup>			法定		
	2012年 06月30日に 終了した6カ月間 (百万ポンド)	2011年 06月30日に 終了した6カ月間 (百万ポンド)	増減率(%)	2012年 06月30日に 終了した6カ月間 (百万ポンド)	2011年 06月30日に 終了した6カ月間 (百万ポンド)	増減率(%)
英国	746	704	6	446	304	47
欧州	(92)	(161)	(43)	(92)	(161)	(43)
アフリカ	274	342	(20)	274	342	(20)
パークレイカード	753	571	32	753	(76)	
<b>リテール・アンド・ビジネス・バンキング</b>	<b>1,681</b>	<b>1,456</b>	<b>15</b>	<b>1,381</b>	<b>409</b>	<b>238</b>
インベストメント・バンク	2,268	2,310	(2)	2,268	2,310	(2)
コーポレート・バンキング	346	54		(104)	(10)	
<b>コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング</b>	<b>2,614</b>	<b>2,364</b>	<b>11</b>	<b>2,164</b>	<b>2,300</b>	<b>(6)</b>
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	121	88	38	121	88	38
本社機能及びその他事業	(189)	(183)	3	(2,907)	(153)	
<b>税引前利益合計</b>	<b>4,227</b>	<b>3,725</b>	<b>13</b>	<b>759</b>	<b>2,644</b>	<b>(71)</b>

### 地域別収益<sup>3</sup>

英国	6,571	6,266	5	3,626	6,279	(42)
欧州	2,190	2,189	-	2,190	2,226	(2)
米州	3,797	3,720	2	4,024	3,687	9
アフリカ及び中東	2,303	2,501	(8)	2,303	2,501	(8)
アジア	614	623	(1)	614	637	(4)
<b>合計</b>	<b>15,475</b>	<b>15,299</b>	<b>1</b>	<b>12,757</b>	<b>15,330</b>	<b>(17)</b>

<sup>1</sup> 調整後のパフォーマンス指標、地域別収益及び税引前利益については、以下による影響分を除外している: グループ自身の信用度に関連する損失 29 億 4,500 万ポンド(2011年: 8,900 万ポンドの利益)、ブラックロック社に対する戦略投資の一部についての売却益 2 億 2,700 万ポンド(2011年: 5,800 万ポンドの損失)。調整後パフォーマンス指標及び税引前利益はともに、以下を除外している: 支払保障保険に関する補償引当金 3 億ポンド(2011年: 10 億ポンド)、金利ヘッジ商品に関する補償引当金 4 億 5,000 万ポンド(2011年: ゼロポンド)、買収及び売却に係る利益ゼロポンド(2011年: 6,500 万ポンドの損失)、のれんの減損ゼロポンド(2011年: 4,700 万ポンド)

<sup>2</sup> その他の純利益(損失)には以下が含まれる: 関連会社及び合弁会社の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社及び合弁会社の売却益(損)、買収に係る利益

<sup>3</sup> 保険金控除後の収益合計は、カウンターパーティの所在地に基づく

## グループ会長によるステートメント

---

2012年6月30日までの良好な業績をご報告できることを喜ばしく思っております。これはお客様へのサービスのご提供、業績目標の達成、リスク管理における我々のたゆまぬ努力を反映するものと考えています。パークレイズは主要商品及び多くの事業において引き続き市場ポジションを向上させ、足下の厳しい環境下でも強固な財務基盤に支えられて好調な業績を実現しています。多様な事業を武器にグローバル・ユニバーサル・バンクのリーダーの1社としての地位を維持する我々の取り組みに揺るぎはありません。

昨今の問題は、パークレイズ並びに当グループの全従業員にとって困難なものです。我々は引き続き米英当局とともに、ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)の算出に関して発生した運営及び管理上の問題に取り組みます。これらの問題の多くはすでに調査を通じて解決しています。しかしながら、これらの昨今の問題を受け、取締役会は現在、新たなグループ最高責任者並びに取締役会会長の選定を進めています。現在の暫定的な期間においては、パークレイズのお客様及びステークホルダーの皆様へ安定性と持続性をご提供することが経営委員会会長としての私の役割です。私を含み、経営陣に名を連ねている者は、取締役会から単なる暫定的な役割を超えた任務を委任された立場にあります。

パークレイズはこれまで底堅いパフォーマンスを実現するビジネスの力強さを示してきました。アントニー・ジェンキンス、リッチ・リッチー、トム・カラリス、マリア・ラモスは引き続き各部門において、お客様第一主義の姿勢で力強く指揮をとっています。マネジメントチームの層の厚み、お客様第一主義、着実な業績は、困難な状況においてもビジネスの持続的成長の実現を可能にするものであると確信しています。適切な資源の管理に基づいて強力な営業基盤を構築し、13%の株主資本利益率を達成するための我々の取り組みに変化はありません。

企業市民としてのあり方というテーマの重要性はこれまで以上に高まっています。我々は、我々がサービスをご提供する方々にとって最も重要な問題に取り組むために活動し、発展を続けなければならないという大志を抱いております。我々はお客様に誠実にサービスをご提供し、最高水準のサービスを維持するという基本を守ることと重点を置くとともに、ビジネスの価値を審査し、より一層透明性を高めなければなりません。この点に関し、取締役会はアンソニー・ザルツ氏を、独立した第三者機関として業務慣行を審査する統括責任者として任命しました。この審査では、パークレイズのすべてのステークホルダーの皆様にご参加いただき、後日、審査の結果及び提言を公表される予定です。このグローバル規模での審査は、1)パークレイズの現在の価値、規範、業務基準を評価し、2)これらが意思決定プロセスにいかん反映されているかを検証し、3)適切な研修、開発、インセンティブ及び規律のプロセスが実行されているかを判断し、4)これら各項目にどの程度の変革が必要かを判定するものです。私どもは、言葉ではなく行動でこそ皆様から評価されるものであると理解しています。

従業員の能力と業務に対する勤勉な姿勢が、目標を実現するうえで最も重要な役割を果たすと考えています。パークレイズは2012年上半期に、英国の個人及び企業に総額205億ポンドの新規融資を行いました。また、新たな起業家を支援する重要性を認識し、英国で今後3年間に2万4,000件の新規事業立ち上げを支援するプログラムを開始しました。このほか、パークレイズは世界で企業及び政府の4,500億ポンドを上回る資金調達に携わりました。英国では若者の雇用を支援する実習生スキームを実施し、すでに120名の新たな実習生を受け入れ、年末までに450名以上の新入社員を採用する計画です。また、従業員の約半数が地域の投資プログラムに積極的に参加し、2012年上半期だけで4万4,000名以上の従業員が恵まれない人々への支援に時間や技術の提供、寄付を行いました。地域社会へのボランティア活動は16万時間に及び、1,230万ポンドの募金を生み出しました。

過去数週間に発覚した問題によりお客様及び株主の皆様を裏切る形となったことに、心よりお詫び申し上げます。パークレイズの全従業員を代表して、全てのステークホルダーの皆様、お客様、投資家の皆様、規制当局、及び従業員の信頼を完全に回復する決意をここに表します。

**グループ会長、マーカス・アギウス**

## グループ財務担当取締役のレビュー

2012 年上半期は市場の困難な状況が続いたにもかかわらず、当グループは良好なパフォーマンスを上げることができ、調整後利益は前年同期比で 13%増となりました。コア Tier1 比率は 10.9%と堅調であり、資金調達と流動性ポジションも引き続き強固でした。

### 損益計算書

- 法定税引前利益は、当グループの信用度に関連する 29 億 4,500 万ポンドの費用(2011 年:8,900 万ポンドの利益)を含め、7 億 5,900 万ポンド(2011 年:26 億 4,400 万ポンド)でした。調整後税引前利益は 42 億 2,700 万ポンドと 13%増加しました。調整後損益では、より一貫性を持って各期の業績を比較することが可能です。
- 調整後平均株主資本利益率は 9.9%に上昇しました(2011 年:9.3%)。7 部門のうちの 5 部門が改善を示し、インベストメント・バンクは 15%近くに達するなど、市場が困難な状況にある中で良好なパフォーマンスを達成することができました。
- 低金利と厳しいマクロ経済情勢が続いたにもかかわらず、調整後収益は 154 億 7,500 万ポンドと 1%増加しました。
- RBB、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの顧客利息収入純額は 49 億ポンドと 2%増加しました。構造的ヘッジによる寄与の減少を反映し、非顧客マージンが 7 ベーシスポイント低下したのを受けて、純金利マージンは 189 ベーシスポイントと 8 ベーシスポイント低下しました。これらの部門の平均顧客資産残高は 3,179 億ポンドと 1%増加し、平均顧客負債残高は 2,774 億ポンドと 4%増加しました。
- インベストメント・バンクの収益合計は 64 億 9,600 万ポンドと 4%増加しました。これは金利商品とコモディティのパフォーマンスの改善を受けたものですが、市場の売買高の減少と企業取引活動の低下で一部相殺されました。
- 減損費用は 18 億 3,200 万ポンドで横ばいでした。多くの事業で改善が見られたものの、2011 年に純額で 1 億 1,100 万ポンドの戻入れがあったインベストメント・バンクでは減損費用が増加しました。
  - 貸付金残高は 5%増加し、年率換算した貸倒率は 71 ベーシスポイントに低下しました(2011 年通年:77 ベーシスポイント、2011 年上半期:74 ベーシスポイント)。2012 年の延滞傾向はクレジットカード・ポートフォリオと英国の無担保貸付では改善しましたが、欧州の住宅ローンは信用環境が逆風となり幾分悪化しました。南アフリカの住宅ローンの減損は 2012 年上半期に回収ポートフォリオの圧縮を重点的に進めたために償却が増加したのを受けて増加しました。ホールセール・ポートフォリオの信用指標は総じて引き続き安定的に推移しましたが、インベストメント・バンクでは主に ABS CDO スーパー・シニア・ポジションに関わる費用が増加し、シングル・ネーム・エクスポージャーの損失が増加しました。
  - クレジット・リスク・ローン(CRL)カバレッジ比率は CRL 残高と減損引当金がそれぞれ 8%と 6%減少したのに伴い若干上昇しました。
- 営業費用は支払保障保険(PPI)の補償引当金 3 億ポンド(2011 年:10 億ポンド)と金利ヘッジ商品に関する補償引当金 4 億 5,000 万ポンド(2011 年:ゼロ)を除き、94 億 9,100 万ポンドと 3%減少しました。
  - パフォーマンス・コストは繰延賞与費用 6 億 5,500 万ポンド(2011 年:4 億 5,800 万ポンド)を計上したにもかかわらず、14 億 2,200 万ポンドと 14%減少しました。インベストメント・バンクは、税引前利益の 2%の減少に対してパフォーマンス・コストは 19%減の 10 億 2,800 万ポンドとなり、収益に対する人件費の比率は 39%に低下しました(2011 年:45%)。
  - パフォーマンス・コスト以外の費用は、業界全体を対象とした銀行間取引金利設定に関する捜査に関連してインベストメント・バンク、本社及びその他事業が当局に支払う課徴金 2 億 9,000 万ポンドを負担したうえで、80 億 6,900 万ポンドと 1%減少しました。当グループの費用削減の取り組みに伴い他のパフォーマンス・コスト以外の費用が減少したことで、規制対応・法務費用の全体的な増加、事業投資の継続、2011 年の買収の影響といった要因は十二分に相殺されました。
- 収益に対する費用の調整後比率は 61%に低下しました(2011 年:64%)。インベストメント・バンクの営業収益純額に対する費用の比率は 64%でした。
- 法定税引前利益に対する実効税率は国内税率が高い国における利益への課税と損金不算入費用を主に反映し 36.8%となりました(2011 年上半期:25.0%)。税率が 11 年上半期と比べて上昇したのは、それまで認識されていなかったパークレイズ・バンク・ピーエルシー米国支店の繰延税金資産を 2011 年に認識したことを反映しています。調整後税引前利益に対する実効税率は 27.4%でした(2011 年上半期:24.2%)。

## グループ財務担当取締役のレビュー

### 貸借対照表

- 資産合計は 1 兆 6,310 億ポンド(2011 年:1 兆 5,640 億ポンド)に増加しました。現金及び中央銀行預け金の 190 億ポンドの増加、(主に決済残高に関連する)顧客への貸付金の 230 億ポンドの増加、リバースレポ取引の 210 億ポンドの増加を中心に、数々のカテゴリーの資産が増加したことを反映しておりますが、デリバティブ金融商品資産の 210 億ポンドの減少で一部相殺されました。
- 顧客口座残高は主に決済残高に関連し 4,090 億ポンドと 12%増加しました。
- 当グループの預貸率は 111%と改善が続きました(2011 年: 118%)。
- 2012 年 6 月 30 日現在の株主資本合計(非支配持分を含む)は 637 億ポンドでした(2011 年:652 億ポンド)。非支配持分を除いた株主資本合計は 542 億ポンドと 14 億ポンド減少しました。これは、繰延報奨向け自己株式の購入純額 10 億ポンド、配当金支払い 5 億ポンド、為替換算再評価差額の 5 億ポンドを中心に剰余金が減少したことを主に反映しておりますが、税引後利益で一部相殺されました。
- 1 株当たり純資産価額は 443 ペンスと 3%減少し、1 株当たり正味有形資産価額は 379 ペンスと 3%減少しました。
- 調整後グロス・レバレッジは 20 倍と横ばいで、月末時の水準は 20 倍から 23 倍の間で推移しました。剰余流動性を除いた調整後グロス・レバレッジは 17 倍と横ばいでした。

### 資本管理

- 2012 年 6 月 30 日現在の当グループのコア Tier1 比率は 10.9%でした(2011 年 12 月 31 日: 11.0%)。これは、主として 2012 年 4 月の年金の追加拠出と今後 5 年で想定される将来の拠出金の控除を反映した年金の影響 26 ベーシスポイントを勘案しております。
- 当グループは、利益剰余金(当グループの信用度に関する損益を除く、この損益は規制上の自己資本の計算では再度加算されている)からコア Tier1 資本を引き続き創出しました。23 億ポンドの利益剰余金は、年金の変動、株式の購入、配当金、為替換算再評価差額の変動など、利益剰余金を上回る他のコア Tier1 資本の変動で相殺されました。
- リスク調整後資産は 3,900 億ポンドと横ばいでした(2011 年:3,910 億ポンド)。これはオペレーショナル・リスクと市場リスクが増加したものの、カウンターパーティ・リスクと信用リスクが減少により相殺されたことを主に反映しております。
- 2012 年 5 月、ブラックロック社に対する投資を手取金純額 35 億ポンドで売却し 2 億 2,700 万ポンドの売却益を計上しました。パーゼル 3 の下では、この保有株式はコア Tier1 資本にマイナスの影響を及ぼしていたと想定されます。

### 資金調達と流動性

2012 年 6 月 30 日現在の剰余流動性は 1,700 億ポンドでした(2011 年 12 月 31 日:1,520 億ポンド)。これは 2012 年上半年期の月末残高の範囲である 1,520 億ポンドから 1,730 億ポンドの上限に近い水準です(2011 年:1,400 億ポンドから 1,670 億ポンド)。剰余流動性は担保に供されていない資産で構成され、支払いや清算の要請に対する裏付けとして使用されるものではありません。剰余流動性はストレス環境下で発生し得る現金流出との相殺を目的とし、以下の現金及び担保に供されていない資産で構成されています。

	現金及び中央銀行預け金 <sup>1</sup> (十億ポンド)	国債 <sup>2</sup> (十億ポンド)	その他の利用可能な流動性 (十億ポンド)	合計 <sup>3</sup> (十億ポンド)
2012 年 6 月 30 日現在	124	32	14	170
2011 年 12 月 31 日現在	105	36	11	152

- RBB、コーポレート・バンキング、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの活動の資金は主に顧客からの預金で調達し、残りは顧客に対する貸付金を担保とする資金調達で補っております。2012 年 6 月 30 日現在、これらの部門の預金に対する貸付金の比率は 106%(2011 年 12 月 31 日:111%)、預金及び担保付資金調達に対する貸付金の比率は 94%(2011 年 12 月 31 日:101%)でした。
- インベストメント・バンクの活動は主にホールセール市場からの資金調達で賄っております。2012 年 6 月 30 日現在、ホールセール調達資金総額(レポ取引を除く)は 2,630 億ポンドでした(2011 年 12 月 31 日:2,650 億ポンド)。1 年未満で満期を迎えるホールセール調達資金は 1,180 億ポンドでした(2011 年 12 月 31 日:1,300 億ポンド)。

<sup>1</sup> 現金及び中央銀行預け金の 95%超(2011 年 12 月 31 日:95%超)はイングランド銀行、米国連邦準備制度、欧州中央銀行、日本銀行、スイス国立銀行に預けられている。

<sup>2</sup> 国債の 70%超(2011 年 12 月 31 日:80%超)は英国、米国、日本、フランス、ドイツ、デンマーク、オランダの債券である。

<sup>3</sup> 合計額のうち 1,490 億ポンド(2011 年 12 月 31 日:1,400 億ポンド)は FSA 要件を満たす。

## グループ財務担当取締役のレビュー

---

- バークレイズは引き続き無担保短期金融市場において預金の獲得に努め、様々な市場で追加的に担保付及び無担保のターム・ファンディングを調達しています。2012 年上半期に調達したターム・ファンディングは 199 億ポンドで、内訳はシニア無担保資金が 102 億ポンド、担保付ターム・ファンディングが 97 億ポンドとなっています。
- 2012 年の残りの期間に満期を迎えるターム・ファンディングは 110 億ポンド(2011 年 12 月 31 日:270 億ポンド)で、2013 年にはさらに 180 億ポンドが満期を迎えます。
- 当グループの余剰流動性及びホールセール資金調達に関しては引き続き主要通貨による多角化が行われています。

### 一部のユーロ圏諸国に対するエクスポージャー

- 2012 年上半期のスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、ギリシャ及びキプロスに対するソブリン・エクスポージャーは 22%減少し、56 億ポンドとなりました。
  - スペイン及びポルトガルに対するソブリン・エクスポージャーは、金利ヘッジ目的及び流動性目的で保有していた売却可能国債の売却により、それぞれ 13%減の 22 億ポンド、27%減の 6 億ポンドとなりました。これらについては別のカウンターパーティとの金利スワップで代替しています。
  - イタリアに対するソブリン・エクスポージャーは、トレーディング目的で保有していた国債の償還を主因に 27%減の 26 億ポンドとなりました。
- スペイン、イタリア及びポルトガルにおけるリテール貸付金は 5%減の 396 億ポンドとなり、法人向け貸付は 13%減の 100 億ポンドとなりました。これは引き続きポートフォリオの厳格なリスク管理が行われていることを反映しています。スペイン、イタリア及びポルトガルの個人及びホールセール向けポートフォリオの CRL カバレッジ比率は概ね安定的に推移しました。
- 2012 年には各国における純額ベースでの資金調達のミスマッチ(ネット)を減らすための緩和措置を講じております。これにはスペイン、ポルトガルにおける欧州中央銀行の 3 年物長期資金供給オペ(LTRO)を利用した 82 億ユーロの調達、スペインの預金受け入れの拡大などが含まれます。この結果、当グループでは、2012 年 6 月 30 日までの 6 カ月間に現地貸借対照表上の純額ベースでの資金調達のミスマッチ(ネット)はスペインが 121 億ポンドから 25 億ポンド、ポルトガルが 69 億ポンドから 37 億ポンドに縮小いたしました。

### その他の事項

- バークレイズは 2012 年 6 月、バークレイズ及びその他の対象金融機関が各種銀行間取引金利を設定する機関に報告した金利に関する捜査に関連して FSA 及び米国当局と和解に達しました。バークレイズは総額 2 億 9,000 万ポンドの課徴金を支払うことに同意しました。
- PPI 支払い請求の増加を受けて、2012 年第 1 四半期に 3 億ポンドの PPI 補償引当金を新たに繰り入れました。これにより累計引当費用は 13 億ポンドになりました。最近は減少傾向にありますが、最終的な請求額の目途はまだ立っておりません。2012 年 6 月 30 日現在、総額 13 億ポンドの引当金のうち 8 億 9,400 万ポンドを取り崩しました。
- FSA は 2012 年 6 月 29 日、英国の複数の銀行(バークレイズを含む)との間で、中小企業に販売した金利ヘッジ商品に関する調査及び補償措置の実施に関して合意したと発表しました。合意を適切に実施するために必要な費用の最終的な額ははっきりしていませんが、当初の見積もりに基づき 4 億 5,000 万ポンドの引当金を認識いたしました。

### 配当

- 当グループは四半期ごとに配当を実施する方針を採用しています。2012 年の 2 回目の中間現金配当としまして 1 株当たり 1 ペンスを 2012 年 9 月 7 日付でお支払いします。

### 見通し

- 7 月のパフォーマンスは前年同月の実績を上回り続けておりますが、当グループの事業を取り巻く環境については引き続き慎重にみており、この先も資本基盤、レバレッジ、流動性ポジションを強固な水準で維持していく方針です。

### グループ財務担当取締役、クリス・ルーカス

## 当グループの業績

四半期業績	2012年度第	2012年度第	2011年度第	2011年度第	2011年度第	2011年度第
	2四半期	1四半期	4四半期	3四半期	2四半期	1四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>調整後ベース</b>						
保険金控除後の収益合計	7,337	8,138	6,212	7,001	7,549	7,750
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(1,054)	(778)	(951)	(1,023)	(907)	(921)
<b>営業収益純額</b>	<b>6,283</b>	<b>7,360</b>	<b>5,261</b>	<b>5,978</b>	<b>6,642</b>	<b>6,829</b>
営業費用(英国銀行税を除く)	(4,542)	(4,949)	(4,414)	(4,659)	(4,940)	(4,842)
英国銀行税	-	-	(325)	-	-	-
その他の収益純額	41	34	6	18	19	17
<b>調整後税引前利益</b>	<b>1,782</b>	<b>2,445</b>	<b>528</b>	<b>1,337</b>	<b>1,721</b>	<b>2,004</b>
<b>調整項目</b>						
当グループの信用度に関連する(損失)/利益	(325)	(2,620)	(263)	2,882	440	(351)
債務買戻しに係る利益	-	-	1,130	-	-	-
ブラックロック社に対する投資に係る減損及び売却に係る利益/(損失)	227	-	-	(1,800)	(58)	-
PPI補償引当金	-	(300)	-	-	(1,000)	-
金利ヘッジ商品補償引当金	(450)	-	-	-	-	-
のれんの減損	-	-	(550)	-	(47)	-
買収及び売却に係る(損失)/利益	-	-	(32)	3	(67)	2
<b>法定税引前(損失)/利益</b>	<b>1,234</b>	<b>(475)</b>	<b>813</b>	<b>2,422</b>	<b>989</b>	<b>1,655</b>
調整後基本的1株当たり利益	8.2p	13.6p	1.2p	6.9p	8.9p	10.7p
収益に対する費用の調整後比率	62%	61%	76%	67%	65%	62%
基本的1株当たり利益	5.1p	(4.5p)	2.9p	9.7p	4.0p	8.5p
収益に対する費用の比率	69%	95%	75%	47%	75%	65%
<b>部門別調整後税引前利益/(損失)</b>						
	2012年度第	2012年度第	2011年度第	2011年度第	2011年度第	2011年度第
	2四半期	1四半期	4四半期	3四半期	2四半期	1四半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英国	412	334	222	494	416	288
欧州	(49)	(43)	(125)	52	(102)	(59)
アフリカ	97	177	269	219	195	147
パークレイカード	404	349	259	378	275	296
<b>リテール・アンド・ビジネス・バンキング</b>	<b>864</b>	<b>817</b>	<b>625</b>	<b>1,143</b>	<b>784</b>	<b>672</b>
インベストメント・バンク	1,002	1,266	267	388	977	1,333
コーポレート・バンキング	127	219	37	113	33	21
<b>コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング</b>	<b>1,129</b>	<b>1,485</b>	<b>304</b>	<b>501</b>	<b>1,010</b>	<b>1,354</b>
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	61	60	54	65	42	46
本社機能及びその他事業	(272)	83	(455)	(372)	(115)	(68)
<b>税引前利益合計</b>	<b>1,782</b>	<b>2,445</b>	<b>528</b>	<b>1,337</b>	<b>1,721</b>	<b>2,004</b>

## 要約連結財務書類

### 要約連結損益計算書(未監査)

	注記 <sup>1</sup>	2012年	2011年	2011年
		6月30日に 終了した半期	12月31日に 終了した半期	6月30日に 終了した半期
		(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>継続事業</b>				
利息収入純額	2	6,112	6,012	6,189
手数料収入純額		4,249	4,203	4,419
トレーディング収益純額		1,584	3,764	3,896
投資収益純額		371	1,711	652
保険契約に基づく保険料収入純額		516	507	569
ブラックロック社に対する投資の売却に係る利益/(損失)		227	-	(58)
債務買戻し及び消却に係る利益		-	1,130	-
その他の収益/(損失)		61	(21)	60
<b>収益合計</b>		<b>13,120</b>	<b>17,306</b>	<b>15,727</b>
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(363)	(344)	(397)
<b>保険金控除後の収益合計</b>		<b>12,757</b>	<b>16,962</b>	<b>15,330</b>
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額		(1,832)	(1,974)	(1,828)
ブラックロック社に対する投資に係る減損		-	(1,800)	-
<b>営業収益純額</b>		<b>10,925</b>	<b>13,188</b>	<b>13,502</b>
人件費	3	(5,469)	(5,297)	(6,110)
一般管理費	4	(3,474)	(3,232)	(3,124)
有形固定資産減価償却費		(337)	(322)	(351)
無形資産償却費		(211)	(222)	(197)
<b>営業費用</b> (のれんの減損、英国銀行税、PPI 補償引当金、金利ヘッジ商品補償引当金を除く)		<b>(9,491)</b>	<b>(9,073)</b>	<b>(9,782)</b>
のれんの減損		-	(550)	(47)
PPI 補償引当金		(300)	-	(1,000)
金利ヘッジ商品補償引当金		(450)	-	-
英国銀行税		-	(325)	-
<b>営業費用</b>		<b>(10,241)</b>	<b>(9,948)</b>	<b>(10,829)</b>
事業の売却益/(損)及び、関連会社及び合弁会社の税引後損益に対する持分		75	(5)	(29)
<b>税引前利益</b>		<b>759</b>	<b>3,235</b>	<b>2,644</b>
税金	6	(279)	(1,267)	(661)
<b>税引後利益</b>		<b>480</b>	<b>1,968</b>	<b>1,983</b>
<b>以下に帰属するもの:</b>				
親会社の株主		70	1,509	1,498
非支配持分	7	410	459	485
<b>税引後利益</b>		<b>480</b>	<b>1,968</b>	<b>1,983</b>
<b>継続事業からの1株当たり利益</b>				
基本的普通株式1株当たり利益	8	0.6p	12.6p	12.5p
希薄化後普通株式1株当たり利益	8	0.6p	12.1p	11.9p

1 財務書類に対する注記は原文73ページから90ページ参照

## 要約連結財務書類

### 要約連結損益及びその他包括利益計算書(未監査)

継続事業	注記 <sup>1</sup>	2012年	2011年	2011年
		6月30日に 終了した半期	12月31日に 終了した半期	6月30日に 終了した半期
		(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>税引後利益</b>		<b>480</b>	<b>1,968</b>	<b>1,983</b>
<b>損益に振替えられる可能性があるその他包括利益:</b>				
為替換算差額	17	(614)	(817)	(790)
売却可能金融資産	17	(199)	1,059	315
キャッシュフロー・ヘッジ その他	17	242	1,351	(88)
<b>当期その他の包括利益</b>		<b>(523)</b>	<b>1,496</b>	<b>(540)</b>
<b>当期包括利益合計</b>		<b>(43)</b>	<b>3,464</b>	<b>1,443</b>
<b>以下に帰属するもの:</b>				
親会社の株主		(410)	3,402	1,174
非支配持分		367	62	269
<b>当期包括利益合計</b>		<b>(43)</b>	<b>3,464</b>	<b>1,443</b>

<sup>1</sup> 財務書類に対する注記は原文 73 ページから 90 ページ参照。

## 要約連結財務書類

### 要約連結貸借対照表(未監査)

資産	注記 <sup>1</sup>	2012年	2011年	2011年
		6月30日現在 (百万ポンド)	12月31日現在 (百万ポンド)	6月30日現在 (百万ポンド)
現金及び中央銀行預け金		126,062	106,894	86,916
他行からの取立中の項目		2,598	1,812	1,317
トレーディング・ポートフォリオ資産		166,300	152,183	181,799
公正価値で測定すると指定された金融資産		45,928	36,949	39,122
デリバティブ	10	517,685	538,964	379,854
銀行に対する貸付金		48,777	47,446	58,751
顧客に対する貸付金		454,728	431,934	441,983
リバース・レポ取引及びその他類似の担保付貸付		174,392	153,665	196,867
売却可能金融投資		68,922	68,491	81,837
未収還付税及び繰延税金資産	6	3,244	3,384	3,007
前払金、未収収益及びその他の資産		5,892	4,563	6,030
関連会社及び合併会社に対する投資		489	427	576
のれん及び無形資産	12	7,861	7,846	8,541
有形固定資産		5,909	7,166	6,196
退職給付資産	15	2,478	1,803	126
<b>資産合計</b>		<b>1,631,265</b>	<b>1,563,527</b>	<b>1,492,922</b>
<b>負債</b>				
銀行預り金		94,467	91,116	84,188
他銀行への未決済項目		1,671	969	1,324
顧客預り金		408,550	366,032	373,374
レポ取引及びその他類似の担保付借入		245,833	207,292	247,635
トレーディング・ポートフォリオ負債		51,747	45,887	77,208
公正価値で測定すると指定された金融負債		94,855	87,997	92,473
デリバティブ	10	507,351	527,910	366,536
発行債券		124,968	129,736	144,871
未払金、繰延収益及びその他負債		12,326	12,580	12,952
未払税金及び繰延税金負債	6	1,377	2,092	1,100
劣後負債	13	22,089	24,870	26,786
引当金	14	1,851	1,529	2,074
退職給付債務	15	490	321	412
<b>負債合計</b>		<b>1,567,575</b>	<b>1,498,331</b>	<b>1,430,933</b>
<b>株主資本</b>				
非支配持分を除く株主持分		54,205	55,589	51,572
非支配持分	7	9,485	9,607	10,417
<b>株主資本合計</b>		<b>63,690</b>	<b>65,196</b>	<b>61,989</b>
<b>負債及び株主資本合計</b>		<b>1,631,265</b>	<b>1,563,527</b>	<b>1,492,922</b>

<sup>1</sup> 財務書類に対する注記は原文73ページから90ページ参照

## 要約連結財務書類

### 要約連結株主資本変動表(未監査)

2012年6月30日に終了した半期	払込済株式	その他の	利益剰余金	合計	非支配持分 <sup>2</sup>	株主資本
	資本及び 株式払込 剰余金 <sup>1</sup>					
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>2012年1月1日現在の残高</b>	<b>12,380</b>	<b>3,837</b>	<b>39,372</b>	<b>55,589</b>	<b>9,607</b>	<b>65,196</b>
税引後利益	-	-	70	70	410	480
為替換算の変動	-	(543)	-	(543)	(71)	(614)
売却可能投資	-	(218)	-	(218)	19	(199)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
その他	-	-	47	47	1	48
<b>当期包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>(527)</b>	<b>117</b>	<b>(410)</b>	<b>367</b>	<b>(43)</b>
従業員株式制度に基づく株式発行	82	-	369	451	-	451
自己株式の増加	-	(955)	-	(955)	-	(955)
従業員株式制度に基づく権利確定	-	912	(912)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(488)	(488)	(364)	(852)
その他の剰余金の変動	-	-	18	18	(125)	(107)
<b>2012年6月30日現在の残高</b>	<b>12,462</b>	<b>3,267</b>	<b>38,476</b>	<b>54,205</b>	<b>9,485</b>	<b>63,690</b>
<b>2011年12月31日に終了した半期</b>						
<b>2011年7月1日現在の残高</b>	<b>12,361</b>	<b>1,291</b>	<b>37,920</b>	<b>51,572</b>	<b>10,417</b>	<b>61,989</b>
税引後利益	-	-	1,509	1,509	459	1,968
為替換算の変動	-	(401)	-	(401)	(416)	(817)
売却可能投資	-	1,057	-	1,057	2	1,059
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,338	-	1,338	13	1,351
その他	-	-	(101)	(101)	4	(97)
<b>当期包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>1,994</b>	<b>1,408</b>	<b>3,402</b>	<b>62</b>	<b>3,464</b>
従業員株式制度に基づく株式発行	19	-	477	496	-	496
自己株式の減少	-	388	-	388	-	388
従業員株式制度に基づく権利確定	-	76	(76)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(241)	(241)	(364)	(605)
資本準備商品の償還	-	-	-	-	(528)	(528)
その他の剰余金の変動	-	88	(116)	(28)	20	(8)
<b>2011年12月31日現在の残高</b>	<b>12,380</b>	<b>3,837</b>	<b>39,372</b>	<b>55,589</b>	<b>9,607</b>	<b>65,196</b>
<b>2011年6月30日に終了した半期</b>						
<b>2011年1月1日現在の残高</b>	<b>12,339</b>	<b>1,754</b>	<b>36,765</b>	<b>50,858</b>	<b>11,404</b>	<b>62,262</b>
税引後利益	-	-	1,498	1,498	485	1,983
為替換算の変動	-	(608)	-	(608)	(182)	(790)
売却可能投資	-	323	-	323	(8)	315
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(48)	-	(48)	(40)	(88)
その他	-	-	9	9	14	23
<b>当期包括利益合計</b>	<b>-</b>	<b>(333)</b>	<b>1,507</b>	<b>1,174</b>	<b>269</b>	<b>1,443</b>
従業員株式制度に基づく株式発行	22	-	361	383	-	383
自己株式の増加	-	(553)	-	(553)	-	(553)
従業員株式制度に基づく権利確定	-	423	(423)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(419)	(419)	(363)	(782)
資本準備商品の償還	-	-	-	-	(887)	(887)
その他の剰余金の変動	-	-	129	129	(6)	123
<b>2011年6月30日現在の残高</b>	<b>12,361</b>	<b>1,291</b>	<b>37,920</b>	<b>51,572</b>	<b>10,417</b>	<b>61,989</b>

1 株式資本及びその他の剰余金の詳細は原文81ページ参照

2 非支配持分の詳細は原文76ページ参照。その他の剰余金の変動1億2,500万ポンドのうち、9,100万ポンドはイベコ・ファイナンス事業の売却に関連

## 要約連結財務書類

### 要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2012年6月30日に 終了した半期	2011年12月31日に 終了した半期	2011年6月30日に 終了した半期
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
税引前利益	759	3,235	2,644
非現金項目の調整	6,998	5,089	3,104
営業資産及び負債の変動	24,150	(10,362)	27,055
法人税等支払額	(889)	(796)	(890)
<b>営業活動からのキャッシュ純額</b>	<b>31,018</b>	<b>(2,834)</b>	<b>31,913</b>
投資活動からのキャッシュ純額	(2,232)	13,553	(15,465)
財務活動からのキャッシュ純額	(3,861)	(3,112)	(2,849)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	(2,424)	(1,350)	(1,583)
<b>現金及び現金同等物の純増加</b>	<b>22,501</b>	<b>6,257</b>	<b>12,016</b>
現金及び現金同等物の期首残高	149,673	143,416	131,400
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>172,174</b>	<b>149,673</b>	<b>143,416</b>

## 事業部門別の業績

### インベストメント・バンク

#### 損益計算書関連の情報

	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年12月31日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年 同期比 増減率(%)
利息収入純額	426	666	511	(17)
手数料収入純額	1,527	1,483	1,543	(1)
トレーディング収益純額	4,269	1,544	3,720	15
投資収益純額	270	382	491	(45)
その他の収益／(費用)	4	(3)	(2)	
<b>収益合計</b>	<b>6,496</b>	<b>4,072</b>	<b>6,263</b>	<b>4</b>
信用に関連する減損費用及びその他の引当金繰入額	(323)	(204)	111	
<b>営業収益純額</b>	<b>6,173</b>	<b>3,868</b>	<b>6,374</b>	<b>(3)</b>
<b>営業費用</b>	<b>3,933</b>	<b>3,216</b>	<b>4,073</b>	<b>(3)</b>
その他収益純額	28	3	9	
<b>税引前利益</b>	<b>2,268</b>	<b>655</b>	<b>2,310</b>	<b>(2)</b>
<b>調整後税引前利益</b>	<b>2,268</b>	<b>655</b>	<b>2,310</b>	<b>(2)</b>

#### 貸借対照表関連の情報と重要な数値

銀行及び顧客に対する貸付金(償却原価ベース)	1,859 億ポンド	1,586 億ポンド	1,807 億ポンド
顧客預り金	1,145 億ポンド	831 億ポンド	920 億ポンド
資産合計	1 兆 2,254 億ポンド	1 兆 1,584 億	1 兆 760 億ポンド
調整後グロス・レバレッジに寄与する資産	6,504 億ポンド	6,040 億ポンド	6,536 億ポンド
リスク調整後資産	1,906 億ポンド	1,867 億ポンド	1,900 億ポンド
平均 DVaR (95%)	4,200 万ポンド	6,500 万ポンド	4,800 万ポンド
従業員数(常勤換算) <sup>1</sup>	23,300	23,600	23,600

パフォーマンス指標	調整後		法定			
	2012年 6月30日	2011年 12月31日	2011年 6月30日	2012年 6月30日	2011年 12月31日	2011年 6月30日
平均株主資本利益率	14.9%	5.0%	15.6%	14.9%	5.0%	15.6%
平均リスク調整後資産利益率	1.7%	0.6%	1.8%	1.7%	0.6%	1.8%
収益に対する費用の比率	61%	79%	65%	61%	79%	65%
営業収益純額に対する費用の比率	64%	83%	64%	64%	83%	64%
収益に対する人件費の比率	39%	49%	45%	39%	49%	45%
従業員 1 人当たり平均収益(千ポンド) <sup>1</sup>	276	170	259	276	170	259
貸倒率(bps)	35	22	(6)	35	22	(6)

<sup>1</sup> 2011 年下半期及び 2011 年上半期の比較数値は、それぞれ 400 名及び 500 名のシェアードサービス専任従業員のウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントへの異動を反映して修正されている。

## 事業部門別の業績

### インベストメント・バンク

#### 損益計算書 - 2012 年上半期と 2011 年上半期の比較

- 税引前利益は 4%の収益増加と 3%の営業費用の改善が信用に関する減損費用の増加に相殺されたことを反映して、2%減の 22 億 6,800 万ポンドとなりました。

収益合計内訳	2012 年 6 月 30 日	2011 年 12 月 31 日	2011 年 6 月 30 日	前年同期比 増減率(%)
	に終了した半期 (百万ポンド)	に終了した半期 (百万ポンド)	に終了した半期 (百万ポンド)	
債券、為替及びコモディティ	4,364	2,409	3,916	11
株式及びプライム・サービス	973	643	1,108	(12)
インベストメント・バンキング	1,010	895	1,132	(11)
プリンシパル・インベストメント	149	125	107	39
<b>収益合計</b>	<b>6,496</b>	<b>4,072</b>	<b>6,263</b>	<b>4</b>

- 収益合計は前年同期比 4%増の 64 億 9,600 万ポンドとなりました。
  - 債券、為替及びコモディティ(FICC)事業の収益は前年同期比 11%増の 43 億 6,400 万ポンドとなりました。金利及びコモディティの業績改善は証券化商品からの寄与低下で一部相殺されました。
  - 株式及びプライム・サービス事業の収益は前年同期比 12%減の 9 億 7,300 万ポンドとなりました。株式市場の出来高の減少により、現物株式と株式デリバティブの業績が低下しました。
  - インベストメント・バンキング事業の収益は、前年同期比 11%減の 10 億 1,000 万ポンドとなりました。株式及び債券の引受がディール活動の減少の影響を受けましたが、その一部は財務アドバイザー業務の増加によって相殺されました。
  - 2012 年第 2 四半期の収益合計は前年同期比で 5%増の 30 億 3,200 万ポンドとなりました。FICC 事業は 15%増、株式及びプライム・サービス事業は 25%減、インベストメント・バンキング事業は 4%減でした。
- 信用に関する減損費用は 3 億 2,300 万ポンド(2011 年:1 億 1,100 万ポンドの戻入)でした。これは主に ABS CDO スーパーシニアに係るポジションと、単一銘柄へのエクスポージャーに係る損失の増大によるものです。前年には、2 億 2,300 万ポンドの一回限りの戻入がありました。
- 営業費用は前年同期比 3%減の 39 億 3,300 万ポンドでした。これはパフォーマンス・コスト合計の 19%の減少を受けたものです。この減少は、銀行間貸出金利の設定に係る業界全体にわたる調査により発生した 2 億 9,000 万ポンドの制裁金のインベストメント・バンキングへの配分に関連する 1 億 9,300 万ポンドの費用によって一部が相殺されました。制裁金の残りの 9,700 万ポンドは本社機能及びその他事業に計上されています。
- 営業収益純額に対する費用の比率は 64%(2011 年:64%)で、60%から 65%の目標の範囲内に収まりました。収益に対する人件費の比率は 39%に改善しました(2011 年:45%)。
- 平均株主資本利益率は 14.9%(2011 年:15.6%)で、平均リスク調整後資産利益率は 1.7%(2011 年:1.8%)でした。

#### 損益計算書 - 2012 年第 2 四半期と 2012 年第 1 四半期の比較

- 税引前利益は 10 億 200 万ドル(2012 年第 1 四半期:12 億 6,600 万ドル)に減少しました。これは、収益の減少と信用に関する減損費用の増加を受けたものですが、この増加は主にパフォーマンス・コストによる営業費用の 17%の改善によって一部相殺されています。
- 収益は 30 億 3,200 万ポンドと 2012 年第 1 四半期比で 12%減となりましたが、2011 年と比較してシーズンごとのトレンドは改善しています。

#### 貸借対照表 - 2012 年 6 月 30 日と 2011 年 12 月 31 日の比較

- 調整後グロス・レバレッジに寄与する資産は、現金及び中央銀行預け金そしてリバース・レポ契約の増加を反映して 8%増の 6,500 億ポンドとなりました。資産合計は 6%増の 1 兆 2,250 億ポンドとなりました。これは上記の要因と、決済残高の増加が、総額ベースのデリバティブ資産の公正価値の減少で部分的に相殺されたことを反映したものです。
- 信用市場に対するエクスポージャーは 25 億ポンド減少して 127 億ポンドとなりました。これは主に、商業用不動産ローン及び不動産の売却によるものです。
- リスク調整後資産は 2%増の 1,910 億ポンドとなりました。これは主に手法の変更に起因するオペレーショナル・リスクと市場リスクの上昇が、カウンターパーティ・リスクの低下と外国為替の変動によって一部相殺されたことによるものです。

## 四半期業績

英国リテール・アンド・ビジネス・バンキング	2012年度 第2四半期 (百万ポンド)	2012年度 第1四半期 (百万ポンド)	2011年度 第4四半期 (百万ポンド)	2011年度 第3四半期 (百万ポンド)	2011年度 第2四半期 (百万ポンド)	2011年度 第1四半期 (百万ポンド)
<b>調整後 ベース</b>						
保険金控除後の収益合計	1,128	1,077	1,129	1,273	1,170	1,084
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(46)	(76)	(156)	(105)	(131)	(144)
<b>営業収益純額</b>	<b>1,082</b>	<b>1,001</b>	<b>973</b>	<b>1,168</b>	<b>1,039</b>	<b>940</b>
営業費用	(671)	(666)	(752)	(675)	(622)	(653)
その他の収益／(損失)純額	1	(1)	1	1	(1)	1
<b>調整後税引前利益</b>	<b>412</b>	<b>334</b>	<b>222</b>	<b>494</b>	<b>416</b>	<b>288</b>
<b>調整項目</b>						
PPI 補償引当金	-	(300)	-	-	(400)	-
<b>法定税引前利益</b>	<b>412</b>	<b>34</b>	<b>222</b>	<b>494</b>	<b>16</b>	<b>288</b>
<b>欧州リテール・アンド・ビジネス・バンキング</b>						
<b>調整後 ベース</b>						
保険金控除後の収益合計	243	243	247	375	309	295
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(85)	(72)	(83)	(62)	(47)	(69)
<b>営業収益純額</b>	<b>158</b>	<b>171</b>	<b>164</b>	<b>313</b>	<b>262</b>	<b>226</b>
営業費用	(211)	(217)	(291)	(263)	(368)	(289)
その他の収益純額	4	3	2	2	4	4
<b>調整後税引前利益／(損失)</b>	<b>(49)</b>	<b>(43)</b>	<b>(125)</b>	<b>52</b>	<b>(102)</b>	<b>(59)</b>
<b>調整項目</b>						
のれんの減損	-	-	(427)	-	-	-
<b>法定税引前利益／(損失)</b>	<b>(49)</b>	<b>(43)</b>	<b>(552)</b>	<b>52</b>	<b>(102)</b>	<b>(59)</b>
<b>アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング</b>						
<b>調整後 ベース</b>						
保険金控除後の収益合計	795	830	861	940	906	864
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(214)	(107)	(88)	(108)	(126)	(144)
<b>営業収益純額</b>	<b>581</b>	<b>723</b>	<b>773</b>	<b>832</b>	<b>780</b>	<b>720</b>
営業費用	(485)	(548)	(505)	(613)	(586)	(575)
その他の収益純額	1	2	1	-	1	2
<b>調整後税引前利益</b>	<b>97</b>	<b>177</b>	<b>269</b>	<b>219</b>	<b>195</b>	<b>147</b>
<b>調整項目</b>						
買収及び売却に係る利益	-	-	-	2	-	-
<b>法定税引前利益</b>	<b>97</b>	<b>177</b>	<b>269</b>	<b>221</b>	<b>195</b>	<b>147</b>
<b>パークレイカード</b>						
<b>調整後 ベース</b>						
保険金控除後の収益合計	1,036	990	983	1,140	1,012	960
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(228)	(232)	(271)	(340)	(344)	(304)
<b>営業収益純額</b>	<b>808</b>	<b>758</b>	<b>712</b>	<b>800</b>	<b>668</b>	<b>656</b>
営業費用	(412)	(418)	(458)	(430)	(400)	(371)
その他の収益純額	8	9	5	8	7	11
<b>調整後税引前利益</b>	<b>404</b>	<b>349</b>	<b>259</b>	<b>378</b>	<b>275</b>	<b>296</b>
<b>調整項目</b>						
PPI 補償引当金	-	-	-	-	(600)	-
のれんの減損	-	-	-	-	(47)	-
<b>法定税引前利益／(損失)</b>	<b>404</b>	<b>349</b>	<b>259</b>	<b>378</b>	<b>(372)</b>	<b>296</b>

## 四半期業績

インベストメント・バンク	2012年度 第2四半期 (百万ポンド)	2012年度 第1四半期 (百万ポンド)	2011年度 第4四半期 (百万ポンド)	2011年度 第3四半期 (百万ポンド)	2011年度 第2四半期 (百万ポンド)	2011年度 第1四半期 (百万ポンド)
<b>調整後及び法定ベース</b>						
債券、為替、及びコモディティ	1,968	2,396	971	1,438	1,715	2,201
株式及びプライム・サービス	423	550	305	338	563	545
インベストメント・バンキング	501	509	506	389	520	612
プリンシパル・インベストメント	140	9	36	89	99	8
<b>収益合計</b>	<b>3,032</b>	<b>3,464</b>	<b>1,818</b>	<b>2,254</b>	<b>2,897</b>	<b>3,366</b>
信用に関する減損(費用)／戻入及びその他の引当金繰入額	(248)	(75)	(90)	(114)	80	31
<b>営業収益純額</b>	<b>2,784</b>	<b>3,389</b>	<b>1,728</b>	<b>2,140</b>	<b>2,977</b>	<b>3,397</b>
営業費用	(1,788)	(2,145)	(1,458)	(1,758)	(2,006)	(2,067)
その他の収益／(損失)純額	6	22	(3)	6	6	3
<b>調整後税引前利益及び税引前利益</b>	<b>1,002</b>	<b>1,266</b>	<b>267</b>	<b>388</b>	<b>977</b>	<b>1,333</b>
<b>コーポレート・バンキング</b>						
<b>調整後 ベース</b>						
保険金控除後の収益合計	703	824	710	830	817	751
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(218)	(207)	(252)	(283)	(327)	(285)
<b>営業収益純額</b>	<b>485</b>	<b>617</b>	<b>458</b>	<b>547</b>	<b>490</b>	<b>466</b>
営業費用	(357)	(397)	(422)	(436)	(459)	(442)
その他の(損失)／収益純額	(1)	(1)	1	2	2	(3)
<b>調整後税引前利益</b>	<b>127</b>	<b>219</b>	<b>37</b>	<b>113</b>	<b>33</b>	<b>21</b>
<b>調整項目</b>						
のれんの減損	-	-	(123)	-	-	-
金利ヘッジ商品補償引当金	(450)	-	-	-	-	-
売却損	-	-	(9)	-	(64)	-
<b>法定税引前(損失)／利益</b>	<b>(323)</b>	<b>219</b>	<b>(95)</b>	<b>113</b>	<b>(31)</b>	<b>21</b>
<b>ウェルス・アンド・インベストメント・ マネジメント</b>						
<b>調整後及び法定ベース</b>						
保険金控除後の収益合計	441	451	449	447	426	422
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	(12)	(7)	(10)	(12)	(9)	(10)
<b>営業収益純額</b>	<b>429</b>	<b>444</b>	<b>439</b>	<b>435</b>	<b>417</b>	<b>412</b>
営業費用	(367)	(384)	(384)	(369)	(375)	(365)
その他の費用純額	(1)	-	(1)	(1)	-	(1)
<b>調整後税引前利益及び税引前利益</b>	<b>61</b>	<b>60</b>	<b>54</b>	<b>65</b>	<b>42</b>	<b>46</b>
<b>本社機能及びその他事業</b>						
<b>調整後 ベース</b>						
保険金控除後の収益(費用)合計	(41)	259	15	(258)	12	8
信用に関する減損(費用)／戻入及びその他の引当金繰入額	(3)	(2)	(1)	1	(3)	4
<b>営業(費用)／収益純額</b>	<b>(44)</b>	<b>257</b>	<b>14</b>	<b>(257)</b>	<b>9</b>	<b>12</b>
営業費用(英国銀行税除く)	(251)	(174)	(144)	(115)	(124)	(80)
英国銀行税	-	-	(325)	-	-	-
その他の収益純額	23	-	-	-	-	-
<b>調整後税引前(損失)／利益</b>	<b>(272)</b>	<b>83</b>	<b>(455)</b>	<b>(372)</b>	<b>(115)</b>	<b>(68)</b>
<b>調整項目</b>						
当グループの信用度に関連する(損失)／利益	(325)	(2,620)	(263)	2,882	440	(351)
ブラックロック社に対するに係る減損及び売却に係る利益／(損失)	227	-	-	(1,800)	(58)	-
債務買戻しに係る利益	-	-	1,130	-	-	-
買収及び売却に係る(損失)／利益	-	-	(23)	1	(3)	2
<b>法定税引前(損失)／利益</b>	<b>(370)</b>	<b>(2,537)</b>	<b>389</b>	<b>711</b>	<b>264</b>	<b>(417)</b>

## 資金調達リスク

主要資本比率	2012年 6月30日現在	2011年 12月31日現在	2011年 6月30日現在
コア Tier 1 比率	10.9%	11.0%	11.0%
Tier 1 比率	13.3%	12.9%	13.5%
総自己資本比率	16.5%	16.4%	16.9%
<b>資本要素</b>	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>貸借対照表上の株主資本(非支配持分を除く)</b>	<b>54,205</b>	<b>55,589</b>	<b>51,572</b>
<b>貸借対照表上の非支配持分</b>	9,485	9,607	10,417
-(控除)その他の Tier 1 資本 - 優先株式	(6,225)	(6,235)	(6,294)
-(控除)その他の Tier 1 資本 - 資本準備商品	-	-	(437)
-(控除)非支配 Tier 2 資本	(564)	(573)	(552)
その他の規制上の調整	(171)	(138)	(259)
<b>規制上の調整及び控除:</b>			
当グループ自体の信用度に係る累積利益(税引後)	(492)	(2,680)	(690)
確定給付型年金の調整	(2,260)	(1,241)	139
売却可能債券に係る未実現損失	83	555	171
売却可能株式に係る未実現利益(Tier 2 資本として認識される)	(95)	(828)	-
キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額	(1,676)	(1,442)	(104)
のれん及び無形資産	(7,574)	(7,560)	(8,223)
予想減損損失の超過分の 50%(税引後)	(500)	(506)	(419)
証券化におけるポジションの 50%	(1,663)	(1,577)	(1,959)
その他の規制上の調整	23	95	175
<b>コア Tier 1 資本</b>	<b>42,576</b>	<b>43,066</b>	<b>43,537</b>
<b>その他の Tier 1 資本:</b>			
優先株式	6,225	6,235	6,294
Tier 1 社債 <sup>1</sup>	521	530	1,017
資本準備商品	2,874	2,895	5,206
<b>規制上の調整及び控除:</b>			
重要な持分の 50%	(285)	(2,382)	(2,480)
予想減損損失の超過分に係る税金の 50%	100	129	(41)
<b>Tier 1 資本総額</b>	<b>52,011</b>	<b>50,473</b>	<b>53,533</b>
<b>Tier 2 資本:</b>			
無期限劣後債務	1,648	1,657	1,637
期限付劣後債務	12,488	15,189	15,646
非支配 Tier 2 資本	564	573	552
固定資産再評価差額	21	25	29
売却可能株式に係る未実現利益	95	828	-
一括評価減損引当金	1,783	2,385	2,517
<b>Tier 2 に対する減額:</b>			
重要な持分の 50%	(285)	(2,382)	(2,480)
予想減損損失の超過分の 50%(税引前)	(601)	(635)	(419)
証券化におけるポジションの 50%	(1,663)	(1,577)	(1,959)
<b>資本総額に対する規制上の調整及び控除:</b>			
重要な持分又は適格持分ではない投資	(1,209)	(1,991)	(1,761)
資本総額に対するその他の控除	(565)	(597)	(559)
<b>規制資本総額</b>	<b>64,287</b>	<b>63,948</b>	<b>66,736</b>

<sup>1</sup> Tier 1 社債は、連結貸借対照表においては劣後債務に含まれます。

## 資金調達リスク

- 2012 年上半期においてはコア Tier 1 資本は 5 億ポンド減の 426 億ポンドとなりました。当グループは内部留保利益(当グループ自体の信用度に関する損益を除く、この損益は規制上の自己資本の計算では再度加算されている)から 23 億ポンドのコア Tier 1 資本を創出しましたが、コア Tier 1 資本におけるその他の変動がこれを上回りました。その主な要因は以下のとおりです。
  - 確定給付年金のための控除の増加 10 億ポンド。主因は 2012 年 4 月の英国退職基金に対する追加拠出、今後 5 年間で予想される不足分の拠出及び当グループの貸借対照表上で認識される年金資産の控除。
  - 2011 年の最終配当及び 2012 年の最初の中間配当に関連して 2012 年に支払われた現金配当 5 億ポンド。
  - 株式報奨が株主資本に与える影響による 5 億ポンドの純減。
  - ポンドに対する米ドル、南アフリカ・ランド及びユーロの下落を主因とする為替変動による 5 億ポンドの減少。
- 資本総額は 3 億ポンド増加しました。ブラックロック社に対する持分の売却による 34 億ドルの資本の増加(重要な持分の控除減額は留保利益で認識される売却可能投資に係る利益により相殺)が主因ですが、これは期限付劣後債務 22 億ポンドの償還で相殺されました。

事業部門別資産及びリスク調整後資産	事業部門別資産合計			事業部門別リスク調整後資産		
	2012 年 6 月 30 日 現在	2011 年 12 月 31 日 現在	2011 年 6 月 30 日 現在	2012 年 6 月 30 日 現在	2011 年 12 月 31 日 現在	2011 年 6 月 30 日 現在
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
英 RBB	130,776	127,845	123,745	36,038	33,956	34,216
ヨーロッパ RBB	48,109	51,310	56,699	16,563	17,436	17,916
アフリカ RBB	47,398	48,243	55,064	27,909	30,289	32,671
パークレイカード	34,596	33,838	32,513	33,149	34,186	33,983
インベストメント・バンク	1,225,409	1,158,350	1,076,018	190,553	186,700	189,952
コーポレート・バンキング	87,758	91,190	87,132	69,328	72,842	72,044
ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	22,205	20,866	19,814	13,998	13,076	12,664
本社機能及びその他事業	35,014	31,885	41,937	2,685	2,514	1,704
<b>合計</b>	<b>1,631,265</b>	<b>1,563,527</b>	<b>1,492,922</b>	<b>390,223</b>	<b>390,999</b>	<b>395,150</b>
<b>リスク別リスク調整後資産</b>				<b>2012 年 6 月 30 日 現在</b>	<b>2011 年 12 月 31 日 現在</b>	<b>2011 年 6 月 30 日 現在</b>
				(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
信用リスク				239,543	245,224	247,101
カウンターパーティ・リスク						
- 内部モデル法				30,165	33,131	27,072
- 非モデル法				4,496	4,953	14,009
市場リスク						
- モデル - VaR				23,885	26,568	10,692
- モデル - 資本賦課及び非 VaR				21,343	17,560	7,784
- 標準				28,320	27,823	52,561
オペレーショナル・リスク				42,471	35,740	35,931
<b>リスク調整後資産合計</b>				<b>390,223</b>	<b>390,999</b>	<b>395,150</b>

- 総資産は 1 兆 6,310 億ポンドに増加しました(2011 年:1 兆 5,640 億ポンド)。現金及び中央銀行預け金の増加 190 億ポンド、顧客に対する貸付金(主として決済残高に関連)の増加 230 億ポンド、リバース・レポ取引の増加 210 億ポンドを中心に、多くの資産区分における増加を反映したものです。ただ、これらの増加はデリバティブ金融商品資産の減少 210 億ポンドにより一部相殺されました。
- 当グループのリスク調整後資産は 3,900 億ポンドと安定的に推移しました。主な要因は以下のとおりです。
  - リスク調整ポートフォリオ・ミックスの変更と手法の変更が相まって、コーポレート・バンキング及び RBB を中心に信用リスク・エクスポージャーが 57 億ポンド減少しました。
  - 市場変動とインベストメント・バンクにおける事業縮小を主因に、カウンターパーティ・リスクが 34 億ポンド減少しました。
  - 手法変更を主因にインベストメント・バンクの市場リスク・エクスポージャーが 16 億ポンド増加しました。
  - 全事業分野における主要リスク・シナリオの年次見直しに伴い、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーが 67 億ポンド増加しました。

## 資金調達リスク

貸借対照表のレバレッジ	2012年 6月30日 現在 (百万ポンド)	2011年 12月31日 現在 (百万ポンド)	2011年 6月30日 現在 (百万ポンド)
資産合計 <sup>1</sup>	1,631,265	1,563,527	1,492,922
カウンターパーティ・ネットिंग	(425,616)	(440,592)	(304,097)
デリバティブの担保	(51,421)	(51,124)	(33,394)
決済残高及び現金担保－純額	(97,181)	(61,913)	(84,158)
のれん及び無形資産	(7,861)	(7,846)	(8,541)
投資契約に基づき保有されている顧客の資産 <sup>2</sup>	(1,661)	(1,681)	(1,524)
<b>調整後有形資産合計</b>	<b>1,047,525</b>	<b>1,000,371</b>	<b>1,061,208</b>
適格 Tier 1 資本総額	52,011	50,473	53,533
<b>調整後グロス・レバレッジ</b>	<b>20</b>	<b>20</b>	<b>20</b>
<b>調整後グロス・レバレッジ(余剰流動性を除く)</b>	<b>17</b>	<b>17</b>	<b>17</b>
<b>株主資本に対する資産合計の比率</b>	<b>26</b>	<b>24</b>	<b>24</b>
<b>株主資本に対する資産合計の比率(余剰流動性を除く)</b>	<b>23</b>	<b>22</b>	<b>22</b>

- パークレイズは、引き続き、バランス・シートの活用にリミットと目標を設け、その範囲内で貸借対照表を管理しています。
- 調整後グロス・レバレッジは 20 倍でした(2011 年 12 月 31 日:20 倍)。適格 Tier 1 資本は 3%増の 520 億ポンドとなりましたが、調整後有形資産合計が 5%増加して 1 兆 480 億ポンドになったことにより相殺されました。
- 2012 年の各月末の調整後グロス・レバレッジは 20 倍から 23 倍の間で変動しました(2011 年通年:20 倍から 23 倍)。この変動は主として、担保付リバース・レポ貸付及び優良トレーディング・ポートフォリオ資産の変動により生じました。
- 調整後有形資産合計は現金及び中央銀行預け金 1,261 億ポンド(2011 年 12 月 31 日:1,069 億ポンド)を含んでいます。それを除くと、貸借対照表のレバレッジは 18 倍となります(2011 年 12 月 31 日:18 倍)。余剰流動性全体を除くと、レバレッジは 17 倍となります(2011 年 12 月 31 日:17 倍)。
- 株主資本に対する資産合計の比率は 26 倍(2011 年 12 月 31 日:24 倍)であり、各月末の同比率は 25 倍から 28 倍の範囲で変動しました(2011 年通年:24 倍から 28 倍)。これは、上述の変動に加え、総額ベースの金利デリバティブと決済残高の変動によるものです。

### バーゼル III の実施－規制上の自己資本への影響

- 加盟国、欧州委員会(EC)及び欧州議会は EU 域内でバーゼル III を実施するための新しい所要自己資本規制、所要自己資本指令及び関連する拘束力を有する技術的基準(総称して CRDIV と呼ばれています)を最終決定しようとしています。要約すると、バーゼル III 及び CRDIV は以下のことを目的としています。
  - 資本金証券の適格性についてより厳格な要件を導入し、最低自己資本比率の引き上げ、株主資本からの規制上の控除の変更などを実施することにより、自己資本の量、質両面からの引き上げ
  - 景気循環性や過剰な信用の伸びに対処する措置の改善及びストレス時に引き出せる資本バッファの積み上げによる自己資本保全の推進
  - OTC デリバティブ取引及び主要なカウンターパーティにより清算される取引に対してより厳しい自己資本要件を導入することにより、カウンターパーティ信用リスク対応策を強化
  - リスクに基づく自己資本要件の補完策となるリスクに基づかないレバレッジ指標を導入することにより、過剰レバレッジの抑制
  - 新たな流動性の枠組みの導入。これには 2 つの最低流動性指標、すなわち、短期的流動性ストレスに対する弾性を計測する 30 日流動性カバレッジ率及び長期的な構造的資金調達の安定性を計測する 1 年純安定資金調達率が含まれる。

欧州委員会及び欧州議会は 7 月末までに CRDIV について最終決定し、2013 年 1 月 1 日から実施することになっていましたが、依然として検討中の分野が多くあり、EU における新たな自己資本要件は 2012 年 10 月まで最終決定されない見込みとなっております。

<sup>1</sup> 余剰流動性 1,700 億ポンドを含む(2011 年 12 月 31 日:1,520 億ポンド)

<sup>2</sup> 公正価値で測定すると指定された金融資産及び関連する現金残高から構成

## 信用リスク

### ユーロ圏諸国に対する当グループのエクスポージャー

- 当グループはユーロ圏において持続している高いボラティリティに起因するリスクを認識しており、引き続きユーロ圏諸国におけるイベントを密接にモニターするとともに、厳しい経済環境に伴うリスクを軽減するために連携した対策を講じております。
- ユーロ圏の部分的解体の可能性に伴うリスクには以下のようなものがあります。
  - ユーロ圏の一部の国によるデフォルト及び／又はユーロ圏内のリテール及びコーポレートの顧客とカウンターパーティに対するエクスポージャーに起因する直接的な信用リスク及び市場リスクに対するエクスポージャー（下記をご参照ください）
  - 景気減速又はデフォルトの結果として生じる他のユーロ圏諸国のホールセール及びリテールの顧客とカウンターパーティに係る信用リスク及び市場リスクに対するエクスポージャー（22 ページをご参照ください）
  - ユーロ圏のソブリン債を参照するクレジット・デリバティブに対するエクスポージャーに係る間接的エクスポージャー（23 ページをご参照ください）
  - 1 カ国ないしそれ以上の国がユーロ圏を離脱した場合、各国のユーロ圏の貸借対照表上の通貨調達におけるミスマッチに起因するデノミ・リスク（23 ページをご参照ください）
- 当グループではユーロ圏解体の事態を想定したストレス・テストを実施し、また引き続き実施しています。危機の深刻化に伴い発生する可能性のある一連のシナリオに基づいて不測の事態に対する対応策も検討しております。最も実現性の高いシナリオが現実化した場合の顧客、システム、プロセス及び従業員への影響を確認するために複数のテストを実施しました。2012 年下半期にも追加的テストを実施する計画です。問題が特定できた場合には、適切な是正措置を完成させたか、又は実行中です。

### 直接的信用及び市場リスク・エクスポージャー

- 下表はリスクが高く、したがって経営的視点から特に重点的に管理する対象として社内的にモニターしてきたユーロ圏諸国に対するバークレイズのエクスポージャー合計額を示しています。これら諸国に関する詳細な分析は 25 ページから 31 ページにかけて、下表作成の基準は 24 ページに掲載しています。

2012 年 6 月 30 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	住宅 モーゲージ (百万ポンド)	その他の リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上	オフ・バランス	エクス
						の正味エク スポージャー合計 (百万ポンド)	の偶発債務 及び契約債務 (百万ポンド)	ポージャー 合計 (百万ポンド)
スペイン	2,207	1,082	5,117	13,645	2,988	25,039	3,244	28,283
イタリア	2,551	270	2,500	15,447	2,134	22,902	2,616	25,518
ポルトガル	588	45	2,415	3,510	1,879	8,437	2,740	11,177
アイルランド	211	4,222	1,109	91	105	5,738	1,570	7,308
キプロス	8	6	130	51	6	201	122	323
ギリシャ	1	1	59	8	19	88	20	108
<b>2011 年 12 月 31 日現在</b>								
スペイン	2,530	987	5,345	14,654	3,031	26,547	3,842	30,389
イタリア	3,493	669	2,918	15,934	2,335	25,349	3,140	28,489
ポルトガル	810	51	3,295	3,651	2,053	9,860	2,536	12,396
アイルランド	244	4,311	977	94	86	5,712	1,582	7,294
キプロス	15	-	128	51	2	196	127	323
ギリシャ	14	2	67	5	18	106	26	132

- 2012 年上半期中に当グループのスペイン、イタリア、ポルトガル、アイルランド、キプロス及びギリシャに対するソブリン・エクスポージャーは 22%減の 56 億ポンドとなりました。
  - 金利ヘッジ及び流動性の目的のために保有していた売却可能国債の売却に伴い、スペインに対するソブリン・エクスポージャーは 13%減の 22 億ポンドとなりました。これに代わり、代替カウンターパーティとの金利スワップを行っています。
  - 公正価格で保有していた国債の減少を主因にイタリアに対するソブリン・エクスポージャーは 27%減の 26 億ポンドとなりました。
  - 売却可能として保有していた国債の減少に伴い、ポルトガルに対するソブリン・エクスポージャーは 27%減の 6 億ポンドとなりました。

## 信用リスク

- ソブリン以外のイタリアに対するエクスポージャーは、15 億ポンド減の 204 億ポンドとなりました。これは主として、住宅モーゲージ(平均 LTV は 46.5%)の 5 億ポンドの減少と、金融機関に対するエクスポージャーの 4 億ポンドの減少によるものです。
- アイルランドに対するエクスポージャーは横ばいの 57 億ポンドとなり、アイルランド国内の銀行に対するエクスポージャーは引き続き最小限にとどまりました。
- 当期中に資金調達で外部支援を受けたキプロスに対するエクスポージャーは、横ばいの 2 億ポンドを維持しました。
- ギリシャに対するエクスポージャーは引き続き最小限にとどまりました。
- スペイン、イタリア、ポルトガルのリテール貸付は 5%減の 396 億ポンドとなりました。一方、法人向け貸付は、ポートフォリオの慎重なリスク管理の継続を反映して、13%減の 100 億ポンドとなりました。

### その他のユーロ圏諸国に対するエクスポージャー

- パークレイズは、以下に示すとおり、その他のユーロ圏諸国に対して純額ベースでエクスポージャーを有しています。エクスポージャー純額を示す理由は、これがカウンターパーティに関する信用リスクを最もよく表すからです。個々の国に対するエクスポージャーで 10 億ポンド未満のものは、その他の欄にまとめて示しています。

2012 年 6 月 30 日現在	ソブリン (百万ポンド)	金融機関 (百万ポンド)	法人 (百万ポンド)	住宅 モーゲージ (百万ポンド)	その他の リテール貸付 (百万ポンド)	貸借対照表上 の正味エク スポージャー 合計		エク スポージャー 合計 (百万ポンド)
						合計 (百万ポンド)	オフ・バランス の偶発債務 及び契約債務 (百万ポンド)	
フランス	3,867	4,350	3,432	2,612	267	14,528	6,949	21,477
ドイツ	1,170	5,377	2,985	26	1,605	11,163	6,457	17,620
オランダ	2,513	4,646	1,857	16	23	9,055	1,918	10,973
ルクセンブルグ	24	3,104	551	100	91	3,870	760	4,630
ベルギー	2,670	88	303	10	4	3,075	1,660	4,735
オーストリア	675	300	178	5	1	1,159	182	1,341
その他	772	136	91	30	42	1,071	479	1,550
<b>2011 年</b>								
<b>12 月 31 日現在</b>								
フランス	4,189	4,969	4,232	2,796	260	16,446	8,121	24,567
ドイツ	3,444	2,570	2,963	14	1,551	10,542	6,623	17,165
オランダ	244	4,596	1,807	14	4	6,665	1,899	8,564
ルクセンブルグ	-	2,557	809	103	85	3,554	765	4,319
ベルギー	2,033	42	282	10	-	2,367	881	3,248
オーストリア	134	360	237	5	2	738	119	857
その他	500	50	78	35	43	706	496	1,202

## 信用リスク

### ユーロ圏ソブリン債を参照するクレジット・デリバティブ

- 当グループでは、主としてリスク管理目的で国債が参照資産となっているクレジット軽減契約(主としてクレジット・デフォルト・スワップ及びトータル・リターン・スワップ)を締結しています。これらはソブリンのデフォルトが発生した場合、当グループのエクスポージャーを減少させる効果があります。

2012年6月30日現在	スペイン (百万ポンド)	イタリア (百万ポンド)	ポルトガル (百万ポンド)	アイルランド (百万ポンド)	キプロス (百万ポンド)	ギリシャ (百万ポンド)
<b>公正価値</b>						
- 買建	400	541	225	166	1	-
- 売建	(389)	(443)	(218)	(173)	(1)	-
<b>デリバティブの公正価値(純額)</b>	<b>11</b>	<b>98</b>	<b>7</b>	<b>(7)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>契約上の名目元本</b>						
- 買建	(2,773)	(4,040)	(1,126)	(1,177)	(4)	-
- 売建	2,545	3,621	1,048	1,077	4	-
<b>デリバティブの名目元本(純額)</b>	<b>(228)</b>	<b>(419)</b>	<b>(78)</b>	<b>(100)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>ソブリン・デフォルトが発生した場合のクレジット・デリバティブによるプロテクション(純額)(名目元本から公正価値を差し引いた金額)</b>	<b>(217)</b>	<b>(321)</b>	<b>(71)</b>	<b>(107)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

- クレジット・デリバティブは資産(参照資産)のデフォルト・リスクをプロテクションの買い手から売り手に移転させる契約です。
- ソブリン資産を参照しているクレジット・デリバティブの大半は顧客取引のサポートや、リスク管理目的で売買されています。
- 契約上の名目元本は保証対象の参照資産の価値を表しています。公正価値は、プロテクションを提供するカウンターパーティの信用度を調整した、参照資産の価値の変動を表しています。
- デリバティブ名目元本(純額)はエクスポージャーの減少を示しており、上記各ページで開示されている直接的エクスポージャーとともに検討されるべきものです。
- 加えて、当グループは、特定の預金や資産の一部をソブリン債で保有している投資ファンドの保証を通じて間接的なソブリン・エクスポージャーを有しています。2012年6月30日現在、これらの保証に係る純負債は4,500万ポンドとなっております(2011年12月31日:4,100万ポンド)。

### ユーロ圏の貸借対照表上の資金調達の不マッチ

- デノミ・リスクとは、1カ国又はそれ以上の国がユーロ圏を離脱し、その結果として対象国の貸借対照表上の資産及び負債の価値が低下することに伴い、当グループに発生する財務上の損失のリスクです。現地通貨建て資産と資金調達の水準の不マッチがある場合、当グループはデノミ・リスクに対する直接的エクスポージャーを有することになります。
- パークレイズでは、ユーロ圏諸国におけるリテール・バンキング、コーポレート・バンキング及びウェルス事業は一般的に各国内で現地計上となっています。現地計上されている外部顧客の資産及び負債(主として顧客に対する貸付金と顧客預り金)は圧倒的にユーロ建てとなっています。現地外部資産と負債の残りの資金調達の不マッチについては、顧客に対する貸付金を担保とする現地資金調達により対応し、残りの不マッチについては当グループを通じて対応しています。
- パークレイズは、ユーロ圏のボラティリティが現地貸借対照表上の資金調達に及ぼし得る影響を限定するため、モニタリングを継続するとともに、軽減措置を講じてまいります。
- 2012年のこれまでに、現地の資金調達の不マッチ(純額)を軽減するため、欧州中央銀行(ECB)の3年物資金供給オペ(LTRO)でのスペイン、ポルトガル両国における合計82億ユーロの調達、スペインにおける追加的な預金受け入れを含む一連の軽減措置を講じてきました。こうした軽減措置の結果、2012年6月30日までの6カ月間に当グループは現地貸借対照表上の資金調達の不マッチ(純額)の総額をスペインでは121億ポンドから25億ポンドに、ポルトガルでは69億ポンドから37億ポンドに減少させました。
- デノミ・リスクが著しく低いと判断されるイタリアにおいては、2012年6月30日現在の当グループの資金調達額(純額)は119億ポンドで、2011年12月31日現在の水準とほとんど変わっていません。デノミ・リスクが高まった場合、イタリアにおける追加的な保証付き資金調達をサポートする担保は用意できております。
- ギリシャに対する直接的エクスポージャーは極めて少なく、当グループから求められる資金調達(純額)は無視できる水準です。アイルランドについては、同国における負債合計が資産合計を上回っているため、当グループによる現地貸借対照表上の資金調達必要額はありません。

## 信用リスク

### ユーロ圏に対するクレジット・エクスポージャーの詳細表

#### 作成基準

- リスクが高いとみなされ、特定の市場の注目を集めているユーロ圏諸国に関する更なる詳細を以下の表に開示しています (25 ページから 31 ページをご参照ください)。
- 以下の表は、2011 年経営報告書と同一の基準で作成されたものであり、国別の信用リスクに対する貸借対照表上の直接のエクスポージャーの額を示しており、該当する場合、総額には減損引当金、ネットインギ及び保有現金担保が反映されています。
- トレーディング及びデリバティブ残高: 主として国債ポジションのマーケットメーカーとしての投資銀行業務に関連するものです。これらのポジションは公正価値で保有されており、その変動は日次ベースで損益として認識されています。資産及び負債は
- カウンターパーティのタイプごとに示されており、ポジションは、多国籍カウンターパーティのクロス・ボーダー・ネットインギを除き、国際会計基準 (IFRS) で容認される範囲でネットインギされています。現金担保は、カウンターパーティ別の信用エクスポージャー純額を示すように表示されています。
- 売却可能資産: 主として国債及びその他の債券への投資であり、金利ヘッジ目的及び国内銀行業務における流動性目的で保有されています。その残高は公正価値で計上され、公正価値の変動は株主資本に計上されます。
- 貸付金 (償却原価により評価)<sup>1</sup>: (i) 主に居住用不動産を担保とするリテール貸付ポートフォリオ並びに、(ii) 主にスペイン、イタリア及びポルトガルにおいて確立された法人向け銀行業務と、多国籍企業及び大手国内企業を顧客とする投資銀行業務を反映する法人向け貸付ポートフォリオから成っています。決済残高と現金担保はこの分析から除外されています。
- ソブリン・エクスポージャー: 中央政府及び地方政府に対する直接的なエクスポージャー<sup>2</sup>を反映し、その大部分は現地の取引に関連する金利リスクをヘッジするために使用されています。これらのポジションは金利スワップなどの国債以外の金融商品に積極的に置き換えられています。残りの部分は、顧客に対する主導的なプライマリーディーラー、マーケットメーカー、流動性プロバイダーとしての当グループの役割を反映して、積極的に管理されています。
- 金融機関及び法人向けエクスポージャー: カウンターパーティ (外国子会社を含み、クロス・ボーダー保証は参照しない) が事業を営んでいる国のエクスポージャーを反映しています。
- リテール・エクスポージャー: リテール顧客の居住国のエクスポージャーを反映しています。
- ヨーロッパを含むその他地域向け貸付金のエクスポージャーは全体として原文 46 ページに掲載しています。
- オフ・バランスのエクスポージャーは主として当グループの法人顧客に代わり第三者向けに発行されたもののまだ引き出されていないコミットメント及び保証で構成されています。このファシリティの条件及び考え得る限界に関する情報は原文 83 ページに掲載されています。

<sup>1</sup> 当グループはまた、全て担保が設定されているリバース・レボ取引及びその他の類似の担保付貸付も行っています。

<sup>2</sup> さらに、2012 年 6 月 30 日現在、当グループはこれら諸国の中央銀行に合計 4 億ポンドの現金を保有しています。その他の中央銀行における小額の残高は、金融機関に対する貸付金に分類されています。

## 信用リスク

スペイン	トレーディング・ポートフォリオ			デリバティブ				損益を通じて公正価値で測定すると指定されたもの	2012年6月30日現在の合計	2011年12月31日現在の合計
	トレーディング・ポートフォリオ資産	トレーディング・ポートフォリオ負債	正味トレーディング・ポートフォリオ	資産総額	負債総額	現金担保	デリバティブ純額			
ソブリン	1,063	(831)	232	67	(67)	-	-	-	232	-
金融機関	385	(159)	226	8,327	(7,548)	(779)	-	141	367	221
法人	996	(326)	670	393	(81)	-	312	309	1,291	629
<b>2012年6月30日現在の売却可能資産</b>										<b>合計</b>
株主資本を通じた公正価値				<b>取得原価<sup>1</sup></b>	<b>売却可能資産再評価差額</b>		<b>合計</b>			<b>2011年12月31日現在の合計</b>
				(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)			(百万ポンド)
ソブリン				2,084	(158)		1,926			2,468
金融機関				495	(28)		467			490
法人				5	-		5			2
<b>償却原価で保有</b>										<b>合計</b>
<b>2012年6月30日現在の貸付金</b>										<b>2011年12月31日現在の合計</b>
			<b>総額</b>	<b>減損引当金</b>		<b>合計</b>				
			(百万ポンド)	(百万ポンド)		(百万ポンド)			(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン				49	-		49			62
金融機関				259	(11)		248			276
住宅モーゲージ				13,724	(79)		13,645			14,654
法人				4,903	(1,082)		3,821			4,714
その他のリテール貸付				3,068	(80)		2,988			3,031
<b>偶発債務及びコミットメント</b>										<b>合計</b>
									2012年6月30日現在の合計	2011年12月31日現在の合計
									(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン									162	188
金融機関									17	22
住宅モーゲージ									14	20
法人									2,027	2,510
その他のリテール貸付									1,024	1,102

### ● ソブリン

– 主に国債の形で保有する売却可能資産です。

– 減損はなく、1億5,800万ポンド(2011年: 5,100万ポンド)の累積損失が売却可能資産再評価差額に計上されています。

### ● 金融機関

– 損益を通じた公正価値で3億6,700万ポンド(2011年: 2億2,100万ポンド)を保有しています。その大半は、トレーディング活動及びマーケットメイク活動のためにインベストメント・バンクが保有している債券です。

– 4億6,700万ポンド(2011年: 4億9,000万ポンド)の売却可能資産で、2,800万ポンド(2011年: 1,700万ポンド)の累積損失が売却可能資産再評価差額に計上されています。

### ● 住宅モーゲージ

– 居住用不動産で全額担保されており、時価ベースの平均LTVは62.7%(2011年: 60.1%)です。これはCRL(信用リスクローン)のカバレッジ比率の26%(2011年: 28%)に反映されています。

– 90日延滞率及び年率換算ベースの貸倒率は上昇し、2011年の水準を上回りました。

### ● 法人

– 法人顧客に対する貸付純額は38億2,100万ポンド(2011年: 47億1,400万ポンド)です。減損引当金は10億8,200万ポンド(2011年: 11億8,700万ポンド)、CRLのカバレッジ比率は54%(2011年: 57%)となっています。

<sup>1</sup> 「取得原価」とは、認識時点における資産の公正価値から計上した減損額を控除した金額を指します。「売却可能資産再評価差額」とは、資産に係る公正価値の累積損益で、株主資本で保有されています。「合計」とは、貸借対照表日現在における資産の公正価値です。

## 信用リスク

- 不動産及び建設業界向け貸付は 15 億 5,600 万ポンド(2011 年: 18 億 6,600 万ポンド)であり、おおむね不動産担保付きです。減損引当金は 7 億 9,500 万ポンド(2011 年: 8 億 1,000 万ポンド)、CRL のカバレッジ比率は 58%(2011 年: 49%)です。
  - 早期警戒リストの残高は 2009 年 9 月がピークとなっております。ポートフォリオは注意深く検討されており、必要に応じて減損を計上しています。
  - スペインにおける法人の減損は、商業用不動産価格の下落がサイクルの初期段階に反映された 2010 年上半期に最高水準に達しました。
  - 多国籍企業及び国内大手企業に対するインベストメント・バンクの 3 億 6,800 万ポンド(2011 年: 4 億 8,800 万ポンド)の貸付は、引き続き正常債権です。
- **その他のリテール貸付**
    - クレジット・カード及び無担保ローンが 10 億 4,500 万ポンド(2011 年: 11 億 1,500 万ポンド)あります。クレジット・カードと無担保ローンの初期サイクル及び後期サイクルにおける延滞率及び貸倒償却率は 2012 年上半期には安定していました。
    - 中小企業向けの 15 億 4,200 万ポンド(2011 年: 15 億 2,900 万ポンド)の貸付は、おおむね商業用不動産で担保されています。
  - **偶発債務及びコミットメント**として、法人顧客向けの 20 億 2,700 万ポンド(2011 年: 25 億 1,000 万ポンド)と、主として中小企業向けの未使用与信枠と未使用貸付限度額が 10 億 2,400 万ポンド(2011 年: 11 億 200 万ポンド)あります。

### イタリア

損益を通じた公正価値	トレーディング・ポートフォリオ			デリバティブ				損益を通じて公正価値で測定すると指定されたもの	2012 年 6 月 30 日現在の合計	2011 年 12 月 31 日現在の合計
	トレーディング・ポートフォリオ資産	トレーディング・ポートフォリオ負債	正味トレーディング・ポートフォリオ	資産総額	負債総額	現金担保	デリバティブ純額			
ソブリン	2,411	(2,102)	309	1,293	(1,004)	-	289	-	598	1,144
金融機関	163	(153)	10	6,413	(4,614)	(1,799)	-	119	129	456
法人	122	(122)	-	418	(246)	-	172	243	415	171

### 株主資本を通じた公正価値

	2012 年 6 月 30 日現在の売却可能資産			合計	2011 年 12 月 31 日現在の合計
	取得原価 <sup>1</sup>	売却可能資産再評価差額	合計		
ソブリン	2,020	(80)	1,940	2,334	
金融機関	132	(5)	127	138	
法人	29	1	30	27	

### 償却原価で保有

	2012 年 6 月 30 日現在の貸付金			合計	2011 年 12 月 31 日現在の合計
	総額	減損引当金	合計		
ソブリン	13	-	13	15	
金融機関	14	-	14	75	
住宅モーゲージ	15,542	(95)	15,447	15,934	
法人	2,210	(155)	2,055	2,720	
その他のリテール貸付	2,325	(191)	2,134	2,335	

### 偶発債務及びコミットメント

	2012 年 6 月 30 日現在の合計	2011 年 12 月 31 日現在の合計
金融機関	13	17
住宅モーゲージ	60	101
法人	1,668	2,034
その他のリテール貸付	875	988

<sup>1</sup> 「取得原価」とは、認識時点における資産の公正価値から計上した減損額を控除した金額を指します。「売却可能資産再評価差額」とは、資産に係る公正価値の累積損益で、株主資本で保有されています。「合計」とは、貸借対照表日現在における資産の公正価値です。

## 信用リスク

---

- **ソブリン**

- ほとんどが国債であり、公正価値で保有しています。
- 3億900万ポンド(2011年: 5億6,600万ポンド)のトレーディング・ポートフォリオと19億4,000万ポンド(2011年: 23億3,400万ポンド)の売却可能資産で、8,000万ポンド(2011年: 1億2,300万ポンド)の累積損失が売却可能資産再評価差額に計上されています。

- **金融機関**

- 1億2,700万ポンド(2011年: 1億3,800万ポンド)の売却可能資産及び1,000万ポンド(2011年: 2億8,700万ポンド)のトレーディング・ポートフォリオを含め、大部分が債券への投資です。その大半は、トレーディング活動及びマーケットメイク活動のためにインベストメント・バンクが保有しています。

- **住宅モーゲージ**

- 居住用不動産で全額担保されており、時価ベースの平均LTVは46.5%(2011年: 46.9%)です。
- 2012年上半期の90日延滞率は安定していました。
- 上記は、23%(2011年: 25%)のCRLカバーレッジ比率に反映されています。

- **法人**

- 大手法人顧客を重視しています。また、不動産業界に対するエクスポージャーは極めて限定的です。
- 早期警戒リストの残高は、2011年12月からおおむね安定的です。
- エクスポージャーの大部分は「優良」又は「正常」に分類されています。

- **その他のリテール貸付**

- 15億300万ポンド(2011年: 16億1,500万ポンド)のイタリアの給与前払いローン(返済は適格事業主によって源泉控除され、雇用の終了又は死亡が発生した場合、バークレイズは保険により保障されます)があります。2012年上半期には、給与ローンの延滞率は改善しましたが、貸倒償却率は悪化しました。
- 4億3,200万ポンド(2011年: 4億8,300万ポンド)のクレジット・カード及びその他の無担保ローンがあります。カード・ポートフォリオの延滞率はわずかながら悪化しましたが、貸倒償却率は改善しました。

- **偶発債務及びコミットメント**として、法人顧客向けの16億6,800万ポンド(2011年: 20億3,400万ポンド)と、主として未使用クレジットカード貸付限度額の8億7,500万ポンド(2011年: 9億8,800万ポンド)があります。

## 信用リスク

ポルトガル	トレーディング・ポートフォリオ			デリバティブ				損益を通じて公正価値で測定すると指定されたもの	2012年6月30日現在の合計	2011年12月31日現在の合計
	トレーディング・ポートフォリオ資産	トレーディング・ポートフォリオ負債	正味トレーディング・ポートフォリオ	資産総額	負債総額	現金担保	デリバティブ純額			
損益を通じた公正価値	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン	64	(64)	-	262	(262)	-	-	-	-	69
金融機関	16	(4)	12	293	(293)	-	-	-	12	11
法人	47	(23)	24	454	(212)	(4)	238	-	262	328
										<b>合計</b>
<b>株主資本を通じた公正価値</b>	<b>2012年6月30日現在の売却可能資産</b>									<b>2011年12月31日現在の合計</b>
				<b>取得原価<sup>1</sup></b>	<b>売却可能資産再評価差額</b>			<b>合計</b>		
				(百万ポンド)	(百万ポンド)			(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン				606	(56)			550		716
金融機関				2	-			2		2
法人				536	(2)			534		677
										<b>合計</b>
<b>償却原価で保有</b>	<b>2012年6月30日現在の貸付金</b>									<b>2011年12月31日現在の合計</b>
				<b>総額</b>	<b>減損引当金</b>			<b>合計</b>		
				(百万ポンド)	(百万ポンド)			(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン				38	-			38		25
金融機関				31	-			31		38
住宅モーゲージ				3,534	(24)			3,510		3,651
法人				1,849	(230)			1,619		2,290
その他のリテール貸付				2,047	(168)			1,879		2,053
										<b>合計</b>
<b>偶発債務及びコミットメント</b>									<b>2012年6月30日現在の合計</b>	<b>2011年12月31日現在の合計</b>
								(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン								4		3
金融機関								8		3
住宅モーゲージ								39		52
法人								1,240		1,101
その他のリテール貸付								1,449		1,377

### ● ソブリン

- 大部分が売却可能国債です。
- 減損はなく、5,600万ポンド(2011年: 1億5,900万ポンド)の累積損失が売却可能資産再評価差額に計上されています。

### ● 住宅モーゲージ

- 居住用不動産で全額担保されており、時価ベースの平均LTVは73.1%(2011年: 69.6%)です。
- CRLのカバレッジ比率は21%(2011年: 14%)です。

### ● 法人

- 16億1,900万ポンド(2011年: 22億9,000万ポンド)の正味の貸付金のうち、不動産及び建設業界に対するエクスポージャーは3億600万ポンド(2011年: 5億4,100万ポンド)であり、その一部が不動産担保で保全されています。
- CRLのカバレッジ比率は45%(2011年: 44%)であり、そこには5億1,200万ポンド(2011年: 4億4,300万ポンド)のCRL及び2億3,000万ポンド(2011年: 1億9,400万ポンド)の減損引当金が反映されています。
- 5億3,400万ポンド(2011年: 6億7,700万ポンド)のコマーシャル・ペーパーが売却可能資産として公正価値で保有されており、1,100万ポンド(2011年: 800万ポンド)の減損が識別されています。これらの資産は、通常は満期が短く、現地の商習慣を反映して、法人顧客によって当座貸越の代わりに発行されるものです。

<sup>1</sup> 「取得原価」とは、認識時点における資産の公正価値から計上した減損額を控除した金額を指します。「売却可能資産再評価差額」とは、資産に係る公正価値の累積損益で、株主資本で保有されています。「合計」とは、貸借対照表日現在における資産の公正価値です。

## 信用リスク

### • その他のリテール貸付

- 9億 8,800万ポンド(2011年: 10億 5,200万ポンド)のクレジット・カード及び無担保ローンがあります。2012年上半期には、カード・ポートフォリオの延滞率は上昇しましたが、貸倒償却率は若干改善しました。
- 中小企業向けに6億 4,500万ポンド(2011年: 7億 3,900万ポンド)の貸付があり、その大半は商業用不動産で担保されています。
- CRLのカバレッジ比率は65%(2011年: 78%)であり、そこにはクレジット・カード及び無担保ローンに対するエクスポージャーの水準が反映されています。

- 偶発債務及びコミットメントとして、法人顧客向けの12億 4,000万ポンド(2011年: 11億 100万ポンド)と、主として中小企業向けの未使用与信枠と未使用クレジット・カード貸付限度額が14億 4,900万ポンド(2011年: 13億 7,700万ポンド)あります。

アイルランド	トレーディング・ポートフォリオ			デリバティブ				損益を通じて公正価値で測定すると指定されたもの	2012年6月30日現在の合計	2011年12月31日現在の合計
	トレーディング・ポートフォリオ資産	トレーディング・ポートフォリオ負債	正味トレーディング・ポートフォリオ	資産総額	負債総額	現金担保	デリバティブ純額			
ソブリン	20	(20)	-	-	-	-	-	-	-	39
金融機関	1,308	(43)	1,265	4,421	(4,170)	(251)	-	530	1,795	1,561
法人	119	(38)	81	248	(77)	(80)	91	66	238	52
<b>損益を通じた公正価値</b>										
<b>株主資本を通じた公正価値</b>	<b>2012年6月30日現在の売却可能資産</b>								<b>合計</b>	<b>2011年12月31日現在の合計</b>
				<b>取得原価<sup>1</sup></b>			<b>売却可能資産再評価差額</b>		<b>合計</b>	
				(百万ポンド)			(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン				216			(5)		211	205
金融機関				54			(25)		29	249
法人				3			-		3	-
<b>償却原価で保有</b>	<b>2012年6月30日現在の貸付金</b>								<b>合計</b>	<b>2011年12月31日現在の合計</b>
				<b>総額</b>			<b>減損引当金</b>		<b>合計</b>	
				(百万ポンド)			(百万ポンド)		(百万ポンド)	(百万ポンド)
金融機関				2,556			(158)		2,398	2,501
住宅モーゲージ				99			(8)		91	94
法人				889			(21)		868	925
その他のリテール貸付				105			-		105	86
<b>偶発債務及びコミットメント</b>									<b>2012年6月30日現在の合計</b>	<b>2011年12月31日現在の合計</b>
									(百万ポンド)	(百万ポンド)
金融機関 <sup>2</sup>									548	702
法人									1,013	872
その他のリテール貸付									9	8

### • ソブリン

- 2億 1,100万ポンド(2011年: 2億 500万ポンド)の売却可能資産は、売却可能資産再評価差額に500万ポンド(2011年: 1,000万ポンド)の累積損失が計上されています。

### • 金融機関

- エクスポージャーは投資適格の信用格付けを持つ金融機関に焦点を絞っています。
- アイルランドの銀行に対するエクスポージャーは8,200万ポンド(2011年: 5,800万ポンド)です。
- アイルランド籍で、主たる事業とエクスポージャーはアイルランド国外にある発行体に関する貸付金が9億ポンド(2011年: 13億ポンド)あります。

<sup>1</sup> 「取得原価」とは、認識時点における資産の公正価値から計上した減損額を控除した金額を指します。「売却可能資産再評価差額」とは、資産に係る公正価値の累積損益で、株主資本で保有されています。「合計」とは、貸借対照表日現在における資産の公正価値です。

<sup>2</sup> 比較数値は、年末以降のカウンターパーティの指定変更を受けて修正されています。

### • 法人

## 信用リスク

- 8億 6,800万ポンド(2011年: 9億 2,500万ポンド)の正味の貸付金があり、その大部分はアイルランド籍で、主たる事業とエクスポージャーはアイルランド国外にある他の多国籍企業向けです。
- このポートフォリオは引き続き正常債権であり、不動産業界の低迷による重大な影響は受けていません。
- その他貸付の1億 9,600万ポンド(2011年: 1億 8,000万ポンド)には、住宅を担保とする9,100万ポンド(2011年: 9,400万ポンド)が含まれています。
- 偶発債務及びコミットメントの10億 1,300万ポンド(2011年: 8億 7,200万ポンド)は、法人顧客に対するものです。

### ギリシャ

損益を通じた公正価値	トレーディング・ポートフォリオ			デリバティブ				損益を通じて公正価値で測定すると指定されたもの	2012年6月30日現在の合計	2011年12月31日現在の合計
	トレーディング・ポートフォリオ資産	トレーディング・ポートフォリオ負債	正味トレーディング・ポートフォリオ	資産総額	負債総額	現金担保	デリバティブ純額			
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
金融機関	1	-	1	917	(54)	(863)	-	-	1	2
法人	2	-	2	-	-	-	-	-	2	3

### 株主資本を通じた公正価値

	2012年6月30日現在の売却可能資産			2011年12月31日現在の合計
	取得原価 <sup>1</sup>	売却可能資産再評価差額	合計	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
ソブリン	1	-	1	6

### 償却原価で保有

	2012年6月30日現在の売却可能資産 2012年6月30日現在の貸付金			2011年12月31日現在の合計
	総額	減損引当金	合計	
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
住宅モーゲージ	8	-	8	5
法人	57	-	57	64
その他のリテール貸付	28	(9)	19	18

### 偶発債務及びコミットメント

	2012年6月30日現在の合計	2011年12月31日現在の合計
	(百万ポンド)	(百万ポンド)
金融機関	-	1
法人	3	3
その他のリテール貸付	17	22

## 信用リスク

キプロス	トレーディング・ポートフォリオ			デリバティブ				損益を通じて公正価値で測定するものと指定されたもの	2012年 6月30日 現在の 合計	2011年 12月31 日現在の 合計
	トレーディング・ポートフォリオ 資産 (百万ポンド)	トレーディング・ポートフォリオ 負債 (百万ポンド)	正味トレーディング・ポートフォリオ (百万ポンド)	資産総額 (百万ポンド)	負債総額 (百万ポンド)	現金担保 (百万ポンド)	デリバティブ純額 (百万ポンド)			
ソブリン	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-
金融機関	6	-	6	59	(30)	(29)	-	-	6	-
法人	-	-	-	28	(8)	(5)	15	-	15	11
									<b>合計</b>	<b>合計</b>
									2012年 6月30日 現在の 合計 (百万ポンド)	2011年 12月31 日現在の 合計 (百万ポンド)
<b>償却原価で保有</b>				<b>2012年6月30日現在の貸付金</b>						
				<b>総額</b> (百万ポンド)	<b>減損引当金</b> (百万ポンド)			<b>合計</b> (百万ポンド)		<b>合計</b> (百万ポンド)
ソブリン				7	-			7		15
住宅モーゲージ				51	-			51		51
法人				130	(15)			115		117
その他のリテール貸付				6	-			6		2
									<b>合計</b>	<b>合計</b>
									2012年 6月30日 現在の 合計 (百万ポンド)	2011年 12月31 日現在の 合計 (百万ポンド)
<b>偶発債務及びコミットメント</b>										
住宅モーゲージ								1		-
法人								101		107
その他のリテール貸付								20		20

## 信用リスク

### インベストメント・バンクの信用市場に対するエクスポージャー<sup>1</sup>

	2012年				2012年6月30日に終了した半期		
	2012年 6月30日現在 (百万ドル)	2011年 12月31日 現在 (百万ドル)	2012年 6月30日現在 (百万ポンド)	2011年 12月31日 現在 (百万ポンド)	公正価値 (損失)/利益 及び資金調達 純額 (百万ポンド)	減損戻入/ (繰入) (百万ポンド)	総額(損失)/ 利益 (百万ポンド)
<b>米国の住宅モーゲージ</b>							
ABS CDO スーパーシニア	2,535	2,844	1,615	1,842	(14)	(131)	(145)
米国サブプライム及び Alt-A <sup>2</sup>	1,621	2,134	1,033	1,381	52	(9)	43
<b>商業用モーゲージ</b>							
商業用不動産ローン及び不動産 CMBS <sup>2</sup>	6,655	8,228	4,240	5,329	81	-	81
モノライン保険会社保証付 CMBS	1,208	1,578	770	1,022	54	-	54
モノライン保険会社保証付 CMBS	10	14	6	9	-	-	-
<b>その他の信用市場</b>							
レバレッジド・ファイナンス <sup>3</sup>	6,090	6,278	3,880	4,066	(28)	7	(21)
SIV、SIV-Lite 及び CDPC	-	9	-	6	(1)	-	(1)
モノライン保険会社保証付 CLO 及びその他	1,351	1,729	861	1,120	(47)	-	(47)
CLO 及びその他資産 <sup>2</sup>	450	596	287	386	44	-	44
<b>合計</b>	<b>19,920</b>	<b>23,410</b>	<b>12,692</b>	<b>15,161</b>	<b>141</b>	<b>(133)</b>	<b>8</b>

- インベストメント・バンクの信用市場に対するエクスポージャーは 2007 年半ばの市場混乱より前に発生したもので、現在は主に商業用不動産及びレバレッジド・ファイナンスに関連しています。
- 信用市場に対するエクスポージャーは 24 億 6,900 万ポンド減少して 126 億 9,200 万ポンドとなりました。減少の内訳は、売却純額、一部償還及びその他の変動によるものが 22 億 2,100 万ポンド、為替レートの変動によるものが 2 億 5,600 万ポンドで、公正価値の純利益及び減損費用 800 万ポンドによって相殺されました。売却純額、一部償還及びその他の変動 22 億 2,100 万ポンドには以下が含まれています。
  - アーチストーンに対する 100%持分の売却額 8 億 5,700 万ポンド(13 億 3,800 万ドル)を含む商業用不動産ローン及び不動産による 10 億 2,000 万ポンド
  - 米国サブプライム及び Alt-A による 3 億 6,200 万ポンド
  - CMBS による 2 億 9,000 万ポンド
  - モノライン保険会社保証付 CLO 及びその他による 1 億 9,300 万ポンド
  - 主としてカウンターパーティ 1 社に關係するレバレッジド・ファイナンスによる 1 億 6,100 万ポンド
- バークレイズは、不動産ポートフォリオのボーベコンを約 12 億ユーロ(10 億ポンド)で売却する契約を締結しましたが、この取引は 2012 年第 3 四半期に完了の予定です。

<sup>1</sup> エクスポージャーの大部分は米ドル建てで保有しているため、上表には米ドル建て及び英ポンド建ての両方で記載しています。

<sup>2</sup> 以前にプロティアム社への貸付金を裏付けていた担保資産 16 億 9,500 万ポンドは、現在は他の類似する信用市場エクスポージャーとともに管理されているため、関連する資産クラスに含まれています。これらの資産の内訳は以下の通りです：米国サブプライム及び Alt-A 67 億 9,000 万ポンド(2011 年 12 月 31 日：9 億 6,500 万ポンド)、CMBS 7 億 2900 万ポンド(2011 年 12 月 31 日：9 億 2,100 万ポンド)、CLO 及びその他資産 2 億 8,700 万ポンド(2011 年 12 月 31 日：3 億 8,600 万ポンド)。

<sup>3</sup> 2 億 100 万ポンドの未実行与信枠を含みます(2011 年 12 月 31 日現在：1 億 8,000 万ポンド)。

## 市場リスク

### インベストメント・バンクの市場リスクに対するエクスポージャーの分析

- インベストメント・バンクはトレーディング市場のリスク管理を行うための測定方法の一つとして日次バリュー・アット・リスク (DVaR) を用いています。この算出は、直近 2 年間のデータによる実績シミュレーションに基づいており、日次ベースでモニタリングを行っています。DVaR は、社内リスク管理の目的で、信頼区間 95% で算出しています。
- 市場リスクに対する選好度は少なくとも年 1 回、取締役会のリスク委員会において見直しと承認が行われます。

DVaR(95%)	2012年6月30日に終了した半期			2011年12月31日に終了した半期			2011年6月30日に終了した半期		
	日次平均	最大 <sup>1</sup>	最少 <sup>1</sup>	日次平均	最大 <sup>1</sup>	最少 <sup>1</sup>	日次平均	最大 <sup>1</sup>	最少 <sup>1</sup>
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
金利リスク	13	22	8	13	21	7	22	47	11
スプレッド・リスク	38	68	28	56	69	32	33	49	25
コモディティ・リスク	6	9	4	10	14	7	14	18	9
株式リスク	10	17	6	16	30	9	21	34	11
為替リスク	6	10	3	5	8	2	4	7	2
分散効果	(31)	na	na	(35)	na	na	(46)	na	na
<b>DVaR 合計</b>	<b>42</b>	<b>75</b>	<b>29</b>	<b>65</b>	<b>88</b>	<b>48</b>	<b>48</b>	<b>71</b>	<b>33</b>
<b>期待ショートフォール<sup>2</sup></b>	<b>53</b>	<b>91</b>	<b>36</b>	<b>81</b>	<b>113</b>	<b>58</b>	<b>60</b>	<b>97</b>	<b>43</b>
<b>3W<sup>3</sup></b>	<b>86</b>	<b>138</b>	<b>52</b>	<b>137</b>	<b>202</b>	<b>98</b>	<b>104</b>	<b>176</b>	<b>67</b>

- インベストメント・バンクの 2012 年上半期の平均 DVaR 合計額は 2011 年下半期比で 35% 減少しました。DVaR 合計額の減少は、主としてスプレッド・リスク、株式リスク、コモディティ・リスクの減少によるものです。
- テール・リスクを測定する尺度である平均期待ショートフォール及び 3W は、いずれも 2011 年を下回りました。これらのリスク測定値が低下した理由は、2012 年においてはリスク特性に対して、より慎重な姿勢を取ったからです。

1 各カテゴリーで報告された最大 DVaR と最小 DVaR の数値は、全体として報告された最大 DVaR、最小 DVaR と必ずしも同一の日に生じたわけではありません。したがって、最大 DVaR と最小 DVaR に対する分散効果も意味がないと思われ、上掲の表からは省略しています。

2 信頼水準 95% の DVaR を上回る 1 日の仮想損失合計の平均値。

3 1 日の見積損失で最大のもの 3 件の平均値。

## 要約連結財務書類に対する注記

以下の注記は、パークレイズ・ピーエルシーの2012年6月30日に終了した6ヵ月間の中間経営報告書に掲載されている要約連結財務書類に対する注記からの抜粋です。

### 14 引当金（原文の80ページ後半から81ページ前半に該当）

	2012年6月30日現在	2011年12月31日現在	2011年6月30日現在
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
余剰人員及び事業再編	163	216	317
未利用のコミットド・ファシリティ 及び提供された保証	222	230	219
不利な契約	107	116	67
支払保障保険に関する補償	406	565	998
金利ヘッジ商品に関する補償	450	—	—
訴訟	187	140	117
その他引当金	316	262	356
合計	1,851	1,529	2,074

#### 支払保障保険に関する補償

司法審査手続の結論を受けて、FSAのガイドライン及びかかる申立ての解決に関する業界の経験に基づき、支払保障保険（以下「PPI」という。）に関する補償引当金10億ポンドが2011年度第2四半期に計上されました。2012年度初頭に、パークレイズはPPIに関する請求件数の増加に気付いたため、2012年度第1四半期に追加で3億ポンドが引き当てられました。2012年6月30日現在、合計13億ポンドのうち9億ポンドが取り崩されており、引当金の残額は4億ポンドです。

以前に開示した通り、引当金の計算は、様々な仮定に基づいており、その多くは依然として主観的なものです。最も重要な仮定は引き続き、顧客からの請求件数で、依然として予測不能ですが、最近では減少傾向にあります。現在までの実績のレビューに基づき、引当金の残額は将来の予想支払額に対して最善の見積りと考えられています。最終的な結果は現在の経営陣の見積りと異なる可能性があります。

#### 金利ヘッジ商品に関する補償

2012年6月29日、FSAは、中小企業に販売された金利ヘッジ商品についての調査及び実施予定の補償に関して多数の英国の銀行（パークレイズを含む）と合意に達したことを発表しました。補償費用3億5,000万ポンド及び当初の商品の契約以降の信用スプレッドの拡大を反映する1億ポンド（これについては新しい契約の期間にわたり解消すると予想しています）を内訳とする引当金4億5,000万ポンドが認識されています。当該補償の最終的な費用は確定していませんが、当該引当金は、合意の適切な実施に関連する当初の様々な見積りにより算定されています。これらの見積りは主に調査対象となる顧客数、並びに支払われる補償金の範囲及び内容に関連しています。これを踏まえて、継続的見直しにより引当水準が適切に保たれています。

### 19 訴訟（原文の83ページ後半から86ページ後半に該当）

#### リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク

2009年9月15日、米国のニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所（以下「破産裁判所」という。）にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、リーマン・ブラザーズ・インクのSIPA管財人（以下「管財人」という。）及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）による申立てが提出されました。3件の申立てはすべて、2008年9月にパークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）及び当グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却（以下「当該売却」という。）を承認する裁判所命令に異議を唱えています。原告らは、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受取ったとされる分をLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び当該売却を承認する命令に従ったと主張している一部の資産に対する権利を有していないことを宣言することについて、命令を求めています（以下「ルール60による請求」という。）。2009年11月16日、LBHI、管財人及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づきBCIに対する請求を主張し、また、申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、裁判所に別の申立てを提出しました。2010年1月29日、BCIは申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI及びLBIが売却書類及び当該売却を承認する命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求めて、申立てを提出しました（以下、これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせて「契約による請求」という。）。買収の一環として取得した資産のうち約43億米ドル（28億ポンド）を2012年6月30日までに受取っていませんでしたが、そのうち約30億米ドル（19億ポンド）の資産は、買収の会計処理の一部として認識され、2012年6月30日現在の貸借対照表に計上されています。この結果、訴訟に固有の不確実性に対して有効な引当金13億米ドル（8億ポンド）が計上されています。

2011年2月22日、破産裁判所はこれらの訴訟に関する意見を公表して、ルール60による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部についてはBCIを支持する判決を下しました。2011年7月15日、破産裁判所は、その意見を実行する最終命令を下しました。パークレイズと管財人はそれぞれ、契約による請求に係る破産裁判所の不利な判決に対して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「地方裁判所」という。）に上訴を申立てました。LBHIと委員会は、ルール60に係る破産裁判所の判決に対して上訴を行いませんでした。状況説明及び議論の後に、2012年6月5日、地方裁判所は、契約による請求に関してパークレイズに不利であった破産裁判所の判決の1つを覆し、契約による請求に関する破産裁判所の他の判決を支持する意見を公表しました。2012年7月17日、地方裁判所は、特定の誤りを訂正した以外には判決を支持する修正意見、及びこの意見における判決を実行する合意判決を公表しました。パークレイズ及び管財人はそれぞれ、地方裁判所の不利な判決に対して、第2巡回区連邦控訴裁判所に上訴申立てを提出しました。

上記の地方裁判所の判決に基づき、パークレイズは以下を受取る権利を有しています。

- ・「清算勘定」資産に関して管財人から11億米ドル（7億ポンド）
- ・当該売却においてパークレイズに移転した上場デリバティブに基づく債務を担保するために様々な金融機関で保有されている資産（以下「ETDマージン」という。）。ただし、パークレイズがETDマージン5億700万米ドル（3億ポンド）を受取る権利を有することになるのは、管財人がLBIの顧客からの全請求に対応した後に利用可能な資産が管財人にあり、かつ、その利用可能な資産の範囲内である場合に限られます。

- ・管財人がLBIの顧客からの全請求に対応した後に管財人に利用可能な資産があり、かつ、その利用可能な資産の範囲内である場合に限り、LBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する管財人からの7億6,900万米ドル（5億ポンド）。

バークレイズ又は管財人がまだ回収していないETDマージンの一部は、米国外の特定の金融機関（破産又は類似手続の対象となっている複数のリーマン関連会社を含む）が保有又は所有しています。かかる金融機関が保有又は所有するETDマージンのうちどれくらいをバークレイズが最終的に受け取る可能性があるかについて、バークレイズは現時点では確実に見積もることができません。さらにLBIの顧客からの全請求に対応した後に、ETDマージンに関する5億700万米ドル（3億ポンド）又はLBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する7億6,900万米ドル（5億ポンド）をバークレイズに支払うために依然として利用可能な資産が管財人にあるか、また、どの程度かについて、バークレイズは現時点では確実に見積もることができません。地方裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、バークレイズでは、有効な引当金13億米ドル（8億ポンド）以外に損失は約9億米ドル（6億ポンド）になると見積っていますが、これは米国外の金融機関が保有又は所有し、バークレイズ又は管財人がまだ回収していないETDマージンのいずれもバークレイズが回収できないこと、並びにETDマージンに関する5億700万米ドル（3億ポンド）又はLBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する7億6,900万米ドル（5億ポンド）をバークレイズが回収できないことを前提とした保守的な見積りです。しかし、かかる損失が発生する可能性は高いとは考えられず、バークレイズは現在の引当水準で十分であると考えています。

### 米国預託株式

バークレイズ・バンク・ピーエルシー、バークレイズ・ピーエルシー、並びにバークレイズ・ピーエルシーの取締役会の現メンバー及び元メンバー数名は、米国のニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「裁判所」という。）において係属中の有価証券集団訴訟5件（併合されている）の被告とされています。2010年2月12日付の併合修正訴状は、2006年から2008年の間に複数回にわたりバークレイズ・バンク・ピーエルシーが募集した優先株式シリーズ2、3、4及び5を表す米国預託株式（以下「ADS」という。）に関する登録届出書に、特にバークレイズのモーゲージ関連証券（米国のサブプライム関連を含む）のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するバークレイズのエクスポージャー並びにバークレイズの財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。この併合修正訴状では、1933年証券法第11条、第12(a)(2)条及び第15条に基づく請求を主張しています。2011年1月5日に裁判所命令が出され、2011年1月7日に判決が言い渡されて、訴状の棄却を求めた被告の申立てが全面的に認められ、本件は結審しました。2011年2月4日、原告らは棄却命令の一部の再審議を裁判所に求める申立てを提出しました。2011年5月31日、裁判所は、再審議を求める原告らの申立てを全面的に却下しました。原告らは、両方の判決（棄却を求めた被告らの申立てを認めたこと及び再審議を求めた原告らの申立ての却下）に対して、第2巡回区連邦控訴裁判所に上訴を申立てています。

バークレイズは、バークレイズに対するこれらのADS関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁しています。これらの請求に関してバークレイズに発生する可能性がある損失、又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に与える影響額を見積もることはできません。

### 米国連邦住宅金融局及びその他の住宅モーゲージ・バック証券訴訟

米国連邦住宅金融局（以下「FHFA」という。）は、2つの米国政府系機関であるファニーメイとフレディマック（以下「GSE」と総称する。）の代理として、GSEによる住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」という。）の購入に関連して、17の金融機関に対して訴訟を提起しました。訴状は特に、RMBSの募集資料に重要な虚偽及び誤解を生じさせる記載が含まれており、また、記載の省略が行われたと主張しています。パークレイズ・キャピタル・インクが主引受会社又は共同主引受会社であった2005年から2007年の間のRMBSの売出しに関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及び／又はその特定の関連会社もしくは元従業員がこれら2件の訴訟の被告となっています。

いずれの訴状においても、特にRMBSの無効及び支払った対価の回収、並びにGSEが被ったとされる、RMBSの所有から生じた金銭的損失の回復が要求されています。訴状は、RMBSの購入に関連した、シアトル連邦住宅貸付銀行、ボストン連邦住宅貸付銀行、シカゴ連邦住宅貸付銀行、ケンブリッジ・プレイス・インベストメント・マネジメント・インク、HSHノルトバンクAG（及びその関連会社）、シーリンク・ファンディング・リミテッド、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行（及びその関連会社）、DZバンクAG（及びその関連会社）、並びにABP年金財団を含む、その他の原告らによるパークレイズ・バンク・ピーエルシー及び／又はその特定の関連会社に対する他の民事訴訟と同様のものです。パークレイズは、パークレイズに対する請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁する予定です。

これらの訴訟におけるパークレイズに対する請求に関連するRMBSの当初の金額は合計約76億米ドルであり、そのうち約24億米ドルが2012年6月30日現在の残高でした。これらのRMBSに関して計上された累積損失は、2012年6月30日現在、約2億米ドルでした。パークレイズがこれらの訴訟で敗れた場合、（2012年6月30日より後の元本の追加支払を考慮して）判決時点におけるRMBSの残高に、その時点でのRMBSの累積損失並びに利息、手数料及び費用を加算し、その時点でのRMBSの市場価額を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性があります。パークレイズは、2012年6月30日現在のRMBSの市場価額合計を約13億米ドルと見積っています。パークレイズは、損失が発生した場合、その一部について補償を受ける権利を有している場合があります。

### デボンシャー・トラスト

2009年1月13日、パークレイズは、アセット・バック・コマーシャル・ペーパーの媒介機関としての信託であるデボンシャー・トラスト（以下「デボンシャー」という。）とのISDAマスター契約に基づく2件のクレジット・デフォルト・スワップの終了日より早期の終了が有効であるという命令を求めて、オンタリオ上級裁判所において訴訟を開始しました。同日に、デボンシャーは、要求された時にパークレイズがデボンシャーのコマーシャル・ペーパーに流動性の裏付けを提供しなかったことを理由に、スワップの終了を主張しました。2011年9月7日、裁判所は、パークレイズの早期終了は無効で、デボンシャーの早期終了は有効であり、その結果、デボンシャーは、パークレイズから現金担保約5億3,300万カナダドルの払い戻し及びそれに係る経過利息を受取る権利があるという判決を下しました。パークレイズは裁判所の判決に対して上訴しています。この裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、パークレイズはその損失を、約5億カナダドルからパークレイズがこの案件に関して計上した減損引当金を控除した金額になると見積っています。

### LIBOR民事訴訟

バークレイズ及び他の銀行は、米ドル建LIBORへの金利情報提供を行うパネル銀行としての役割に関連して米国連邦裁判所に提起された集団訴訟において被告とされています。そのうち最初の訴訟は2011年4月15日に提起されました。原告らはほぼ同様に、特に米ドル建LIBORの金利を抑制することにより、バークレイズ及び他の銀行は個別に、また共同で、シャーマン法、コモディティ取引所法及び様々な州法の様々な規定に違反したと主張しています。バークレイズはまた、他の銀行と共に、チャールズ・シュワブ・アンド・カンパニー・インク及び/又はその関連会社による3件の個別の訴訟において名前を挙げられています。当該訴訟では、ほぼ同様の申立て、並びに威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法（以下「RICO法」という。）違反が主張されています。当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償並びにシャーマン法及びRICO法に基づく3倍の損害賠償を求めています。

2012年4月30日、為替デリバティブに関わった原告らが、バークレイズ及び他の日本円建LIBORのパネル銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「SDNY」という。）で追加の集団訴訟を開始しました。訴状では、日本銀行協会のユーロ円TIBORのパネルのメンバーの名前も挙げられていますが、バークレイズはそのメンバーではありません。訴状は特に、2006年から2010年の間にユーロ円TIBOR及び日本円建LIBORの金利操作並びに連邦反トラスト法違反があったと主張しています。

2012年7月6日、EURIBOR関連の金融商品を売買した原告らが、バークレイズ及び他のEURIBORのパネル銀行を相手取り、さらに追加の集団訴訟をSDNYで開始しました。訴状は特に、2005年1月1日から始まり2009年12月31日まで継続して、EURIBORの金利操作並びにシャーマン法及びコモディティ取引所法違反があったと主張しています。バークレイズは、EURIBORを参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省の反トラスト部門から条件付で制裁措置の減免を認められています。条件付での制裁措置の減免により、バークレイズがその協力義務を果たしたと米国司法省及び当該民事訴訟を統括する裁判所を納得させた場合、バークレイズは、(i)条件付での制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、連邦反トラスト法の下での民事の反トラスト訴訟において損害賠償が認められた場合、3倍の損害賠償請求ではなく実際の責任に限定することが認められ、また、(ii)かかる民事の反トラスト訴訟に関連する潜在的な連帯責任からの救済が認められます。

バークレイズはまた、LIBORへの金利情報提供を行うパネル銀行としてのバークレイズの役割に関連してSDNYで係属中の有価証券集団訴訟において、取締役会の現メンバー及び元メンバーと共に被告とされています。訴状は、バークレイズの2006年度から2011年度の年次報告書に、特にバークレイズのオペレーショナル・リスク管理プロセス及び特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張しています。訴状は、2007年7月10日から2012年6月27日の間にアメリカの証券取引所でバークレイズがスポンサーとなっている米国預託証書を購入した全ての個人又は事業体（被告を除く）で形成される集団を代表して提起されています。訴状では、1934年証券取引所法第10(b)条及び第20(a)条に基づく請求を主張しています。

上記の訴訟の潜在的なエクスポージャーが及ぼす財務上の影響、あるいは影響がある場合に特定の期間に経営成績、キャッシュフロー又はバークレイズの財政状態に与える影響額を見積ることはできません。

原文87ページもご参照ください。

### その他

パークレイズは、英国と、米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、債権回収、消費者からの請求及び契約上の論争を含む、通常の事業で生じる請求に関連して、その他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっています。パークレイズは、パークレイズが当事者となっているこれらの訴訟のいずれの最終的な判決も、当グループの経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に重大で不利な影響を与えるとは予想しておらず、また、パークレイズは、これらの請求に伴う偶発債務を確実に見積ることができないとの理由から、又はそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益をもたらす可能性があるとの理由から、当該偶発債務について開示していません。パークレイズが発生する可能性の高い損失を確実に見積ることができ、その損失が僅少でない場合、これらの訴訟に対して引当金が認識されています。

### 20 競合及び規制事項（原文の86ページ後半から87ページに該当）

この注記では、パークレイズが直面している主な競合及び規制問題の一部を明らかにしていますが、これらの多くは当社の統制の及ぶところではありません。これらの事項がパークレイズに及ぼす影響、並びにパークレイズが関わっている又は将来関わる可能性があるその他の競合及び規制事項がパークレイズに及ぼす影響の程度を常に予測することは不可能ですが、当グループの事業及び収益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 規制の変更

規制の大規模な変更は依然として継続中であり、特にシステム上の重要性を持つとみなされる銀行は、世界規模での大幅な規制強化や規制構造の変化に直面しています。同時に、銀行業及び消費者金融業には、政治的にも規制上も監視が続けられており、場合によっては、業界に対して重要な影響が生じる可能性のある規制の強化又は変更が行われています。例としては、バーゼル3、銀行の決議体制に関する緊急提言、店頭デリバティブの決済及びシステム上重要でグローバルな銀行に関する提言が含まれます。

英国では、健全性規制機構（イングランド銀行の子会社）と新設の金融行動監視機構との間で、FSAの現在の責任を再配分することとなりました。また、独立銀行委員会（以下「ICB」という。）は英国の銀行システムのレビューを完了し、2011年9月12日に最終報告書を公表しました。ICBの提言では特に、(i) 英国の銀行又は住宅金融組合の英国及びEEAのリテール・バンキング業務は、法的に区別が明確で、業務上分離しており、経済的に独立した事業体（いわゆる「リングフェンス」）で行うべきであること、(ii) リングフェンス・バンク及び英国に本部を置くシステム上重要でグローバルな銀行（パークレイズ・バンク・ピーエルシー等）の損失吸収能力はバーゼル3の案より高い水準に引き上げられるべきであることを挙げています。英国政府は、2012年6月にICBの提言の実施案を記載した白書を公表し、第一次及び第二次の法律制定は2015年5月までに完了予定であることを示しており、英国の銀行は2019年1月1日までに遵守することが求められています。さらに、2012年7月に、英国議会は銀行業に関する議会内の委員会を設立しました。この委員会は、英国の銀行業界の職業的専門家としての水準及び文化、並びにコーポレート・ガバナンス、透明性及び利益相反について検討し、報告する予定です。議会内の委員会は、2012年12月に調査結果及び法律改正案の報告を行う予定です。

米国のドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革及び消費者保護法は広範囲にわたる規制改革を含んでいます。パークレイズの事業及び市場に及ぼす全体的な影響は、政府当局により主な導入規定が最終的な形で採用されるまで不明ですが、このプロセスは進行中であり、数年にわたり実施される予定です。

### クレジットカード手数料

公正取引庁及びヨーロッパ各地の他の競争監督当局は、引き続きビザ及びマスターカードのクレジットカード及びデビットカードの手数料率に関する調査を行っています。これらの調査は消費者金融業に影響を及ぼす可能性がある他に、罰金が課される可能性があります。時期は確定していませんが、今後2年から4年以内に結果が判明するものと考えられています。

### ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）

FSA、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国司法省の詐欺セクション及び反トラスト部門、欧州委員会など様々な規制当局は、LIBORやユーロ銀行間取引金利（以下「EURIBOR」という。）などの様々な銀行間取引手金利を設定する各機関にバークレイズ及び他のパネル・メンバーが行った提案について調査（以下「当該調査」という。）を行っています。

2012年6月27日、バークレイズは、当該調査に関連してFSA、CFTC、米国司法省の詐欺セクションとの和解に達し、バークレイズが課徴金合計2億9,000万ポンド（英ポンド相当額）を支払うことに同意したことを発表しました。この金額は、2012年度の営業費用に反映されています。和解は、FSAとの和解合意書、米国司法省の詐欺セクションとの不起訴合意書及びCFTCとの和解命令合意書の締結により行われました。さらにバークレイズは、EURIBORを参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省の反トラスト部門から条件付で制裁措置の減免を認められています。

原文86ページもご参照ください。

2012年7月6日、英国の重大不正監督局は、LIBOR事案を調査対象として受け付けることを正式に決定したと発表しました。

### 金利ヘッジ商品

原文81ページをご参照ください。

### その他の開示事項

FSAは、バークレイズ並びに財務担当取締役クリス・ルーカスを含む4名の現職及び元幹部社員に対する調査を開始しました。FSAは、特定の商業契約上の未払手数料に関する開示が十分であったかどうか、また、当該取引が2008年6月及び同年11月にバークレイズが行った増資に関係しているかどうかを調査しています。

バークレイズは開示義務を果たしていたと考えており、FSAの調査に全面的に協力する所存です。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。  
なお、以下の情報は、2012年3月9日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2011年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である。

### 1. 事業内容の概要

#### **UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング**

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング（以下「UK RBB」という。）は、当座預金、貯蓄預金及びウールウィッチブランドのモーゲージを提供する英国における有数の大手銀行である。UK RBBはまた、無担保ローン、一般保険、バンキング及び送金サービスを中小企業に提供している。

#### **ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング**

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおいてクレジットカードを含むリテール・サービスを提供し、様々な販売網を通じて中小企業に事業者向け貸付を提供している。

#### **アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング**

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング（以下「アフリカRBB」という。）は、アフリカ及びインド洋の各地でリテール、コーポレート及びクレジットカードのサービスを提供している。アフリカRBBは、かつてパークレイズ・アフリカ及びアブサとして報告されていた事業を統合したものである。

#### **パークレイカード**

パークレイカードは、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。

#### **パークレイズ・キャピタル**

パークレイズ・キャピタルは、パークレイズの投資銀行業務部門であり、大企業、各国政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

## **バークレイズ・コーポレート**

バークレイズ・コーポレートは、英国及び世界各地で、大企業、金融機関及び多国籍企業を対象に総合的なバンキング・ソリューションを提供している。

## **バークレイズ・ウェルス**

バークレイズ・ウェルスは、バークレイズの資産管理部門である。当事業部門は、世界各国のプライベート顧客及び仲介代理店顧客に焦点を合わせ、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、投資運用、信託業務、並びに委託売買業務を提供している。

## **インベストメント・マネジメント**

インベストメント・マネジメントは、当グループのブラックロック・インクに対する経済的持分、及び2009年12月1日に売却されたバークレイズ・グローバル・インベスターズに関連する残務を管理している。

## **本社機能及びその他の事業**

本社機能及びその他の事業は、本社機能及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成される。

## 2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2007年度、2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）  
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

	当グループ				
	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>損益計算書からの 抜粋データ（注1）</b>					
保険金控除後の収益合計	32,382	31,450	29,094	23,069	23,031
税引前利益（注2）	5,974	6,079	4,559	6,035	7,107
税引後利益（注2）	4,046	4,563	10,289	5,249	5,126
<b>貸借対照表からの 抜粋データ</b>					
非支配持分を除く 株主資本	62,078	59,174	55,925	41,202	29,872
資産合計	1,563,402	1,490,038	1,379,148	2,053,029	1,227,583
<b>キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ</b>					
営業活動からの キャッシュ純額	28,868	17,722	41,421	32,870	(10,198)
投資活動からの キャッシュ純額	(1,912)	(5,627)	12,260	(8,755)	10,016
財務活動からの キャッシュ純額	(5,750)	1,123	(610)	13,117	3,512
現金及び現金同等物 一期末現在	149,673	131,400	114,340	64,509	33,078
<b>その他</b>					
平均従業員数（注3）	149,700	151,300	153,800	151,500	128,900

(続き)

	当行				
	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)	(百万ポンド)
<b>損益計算書からの 抜粋データ (注1)</b>					
保険金控除後の収益合計					
税引前利益 (注2)					
税引後利益 (注2)					
<b>貸借対照表からの 抜粋データ</b>					
非支配持分を除く 株主資本	50,759	50,045	47,831	33,879	22,917
資産合計	1,602,603	1,536,290	1,399,428	1,987,542	1,105,807
<b>キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ</b>					
営業活動からの キャッシュ純額	26,250	13,075	26,953	41,436	(12,878)
投資活動からの キャッシュ純額	(475)	(5,422)	24,287	(20,840)	7,950
財務活動からの キャッシュ純額	(4,215)	1,942	(533)	9,194	2,979
現金及び現金同等物 一期末現在	128,572	109,009	96,357	48,044	21,876
<b>その他</b>					
平均従業員数 (注3)					

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2007年度、2008年度、2009年度、2010年度及び2011年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2009年度に売却された事業による税引後利益(売却益を含む)は、2009年度の税引後利益に含まれている。2009年度より前の当該事業による税引前利益は、税引前利益に含まれている。

(注3) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。